

平成 2 8 年度
神奈川県立かながわ労働プラザ

事 業 計 画

指定管理者 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

1 サービスの向上について

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

【さらなる進化・発展を続けるLプラザ を目指して】 ～人と情報を引きつける魅力ある施設運営～

～基本的な考え方～

当協会は、「労働福祉の向上と職業生活の確保を通じて、たえず県民の満足を追求し、安定した豊かな地域社会の実現を目指す」という基本理念のもと、「労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与すること」を目的とした各種事業を実施しております。

かながわ労働プラザの管理運営にあたっては、「労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供する」というかながわ労働プラザの設置目的を実現するとともに、「民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図る」という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、これまでの実績・経験を十分に活用しながら、進化・発展を続けるかながわ労働プラザを目指して、人と情報を引きつける魅力ある施設運営を行ってまいります。

1 豊富な実績を踏まえた運営

当協会は、平成7年から今日までの20年間に及び「かながわ労働プラザ」の管理運営を続けており、特に平成18年度からは指定管理者として、2期10年になろうとする期間の管理運営をさせていただいております。

その間に利用人員は順調に増加し、指定管理者制度導入前の平成17年度は24万人、第1期指定管理期間は33万人、そして平成26年度は38万人を超えるご利用をいただき、年2回実施している利用者満足度調査におきましても、指定管理者として管理運営を始めてから毎年度90%を超える方々にご満足いただいているという結果も出ております。

また、多目的ホールの椅子の修理や各会議室の無線LAN整備工事など県とのリスク分担を超えた積極的な施設設備の修繕や備品の更新等、安全・安心で快適な環境を提供してまいりました。

さらに、当協会は、かながわ労働プラザの管理運営以外にも、川崎市から指定管理者の指定を受けて同じく2期10年管理運営しております「川崎市生活文化会館」や、これまでの長年にわたる類似の労働福祉施設等の管理運営、神奈川県労働大学講座の開催や各種の労働に関する教育・研修事業の実施等により蓄積したノウハウ、実績・経験、人材を有しております。

これらの実績と職員の豊富な経験を活かし、「労働者の福祉の増進を図り、文化活動の

場を提供する」というかながわ労働プラザの設置目的を達成するために、引き続き着実な運営を行ってまいります。

2 実績に安住せずたゆまぬチャレンジをし続ける運営

社会環境の変化とともに利用者ニーズも変わってまいります。

第3期指定管理期間の運営にあたっては、これまでの実績から把握してきたことも十分に踏まえ、より利用者の視点に立って、来館者一人ひとりのニーズを汲み、改善・工夫を凝らし、きめ細かなサービスを展開してまいります。

また、常に職員は、ホスピタリティ・マインドを持って対応し、親しみがあり、かつ信頼が持てる高品質のサービスを提供することにより利用者の満足度をさらに高めるための取り組みを積極的に実施してまいります。

3 地域に根ざした運営

この20年間で培ってきた地元自治会を始めとする地域との連携をさらに強固なものとし、地域に愛される施設として、「つどう」「ささえる」「つながる」「ひろがる」をキーワードとする地域に根ざした魅力ある施設づくりを目指してまいります。

また、ボランティア団体等との連携・協力により、館内外の環境整備やプラザフェスタへの協力など「地域」「ボランティア」「かながわ労働プラザ」がそれぞれ共に発展していける運営を目指してまいります。

4 他の機関と連携した運営

かながわ労働プラザにおいては、これまで公益財団法人かながわ健康財団や神奈川県司法書士会等との連携による事業展開を行い、かながわ労働プラザが単体で行うよりも効果的・効率的なサービスを提供してまいりました。

この実績を活かし、今後も新たにハローワークや県立図書館などさまざまな機関・団体と積極的に連携を図り、更なるサービスの向上を図るとともに、効果的・効率的な運営を目指してまいります。

5 公益法人であることの特性を生かした運営

当協会は、公益財団法人として「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」という公益性を認定された法人であり、非常勤職員を含む全ての職員が常にこのことを意識して職務に従事しております。

ここ、かながわ労働プラザにおいても、その公益性の意識のもと、特定の者の利益となることなく、全ての利用者に対し公正・公平・平等に対応し、法令遵守（コンプライアンス）と運營業務内容の公平性、透明性を確保し、全ての管理運營業務を公正かつ厳格に履行してまいります。

また、利益を第一義に置かず、公益性を重視した運営を行ってまいります。

利益が生じた場合は、設備の改善・充実に充てるとともに、当協会が実施しております公益目的事業を通じて広く県民の皆様還元してまいります。

～ かながわ労働プラザの運営方針～

- 1 労働者や県民が気軽に集まり、交流し、学習し、知りたい情報が容易に手に入る県の労働者福祉活動の拠点として、労働者の教養文化、研修、健康づくり等の活動を引き続き推進します。
- 2 常に防災、防犯の安全確保への対応、対策の練達に努めるとともに、予防安全の観点からも日々新たな対応の模索を怠ることなく、真に安心・安全で快適な施設環境を維持していきます。
- 3 当協会の倫理規程や組織行動指針等に則り、関係法令、県の条例等を遵守し、公平・公正な対応のもと、利用者や地域の信頼と満足度を最大限に高めていきます。
- 4 利用者の意見や要望を的確に受け止め、運営に反映させ、ひとりでも多くの方々に笑顔と思い出が残せるよう、利用者本位の運営を行います。
- 5 自主事業の積極的な開催、自主サークルづくりやサークル団体の交流支援、多様な媒体を活用した施設のPRにより、利用者が一層増大するよう、利用者ニーズに即したサービスの充実に引き続き取り組みます。
- 6 地域住民やボランティア等と連携・協働を図り、地域の一員として地元で愛される施設として、住みよい地域社会の実現のために寄与していきます。
- 7 収益を第一義に置かず、公益性を重視するとともに、簡素で効率的な運営を行います。
- 8 さまざまな利用者サービスに努め、年間利用人員430,000人を目指します。

(業務の一部委託について)

1 労働プラザを専門的かつ的確に維持管理するため、次の業務を専門の事業者へ委託します。

清掃業務	自家用電気工作物精密点検業務
設備保守管理業務	古紙収集運搬・処分業務
中央監視装置等保守点検業務	廃棄物収集運搬処理業務
警備業務	蛍光灯処理収集運搬業務
エレベーター保守点検業務	蛍光灯処理業務
冷温水発生機保守点検業務	グリストラップ清掃・汚泥処理業務
自動ドア保守点検業務	機械式駐車設備点検業務
防火シャッター定期点検業務	トレーニング機器点検業務
緑地管理業務	音響設備点検業務
冷却水処理装置保守点検業務	ピアノ調律業務
機械警備業務	多目的ホール等設営業務
消防用設備点検(機器点検)業務	

2 委託業者の選定は、経費の効率的・効果的な執行を図るため、当協会の財務会計規程に基づき、業務のうち、委託契約予定額が100万円以上については指名競争入札により、100万円未満については見積もり合わせによる随意契約により行います。また複数年契約により、委託料の削減を図ります。

3 指名競争入札や見積もり合わせを行うに当たっては、県内の中小企業者に対して受注機会の確保・拡大を図るため、県内に本店、支店又は営業所を置き、県の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者)から選定します。

(2) 施設の維持管理

1 基本的な考え方

利用者をはじめ、入居機関・団体の職員に安全で快適な空間を提供し、施設・設備の正常な稼働を維持するには、日常点検、並びに迅速な修繕対応等による保守管理が何よりも大切と考えます。

労働プラザ指定管理者業務基準に基づいて、施設・設備を適切に維持管理することにより、利用者ならびにプラザで働く職員への安全・安心の確保、そして快適で清潔な施設環境を提供します。

2 維持管理体制

(1) 「プラザ施設維持管理推進会議」(別紙 1) を設置し、効率的な施設維持管理に努めるとともに、エネルギーや廃棄物の削減を始めとする環境配慮の実施に取り組みます。

(2) かながわ労働プラザ施設・設備等維持管理年間計画書(別紙 2) に基づき、計画的な維持管理に努めます。

(3) 安全性の確保を最重点とし、緊急時には迅速な対応をいたします。

(4) 施設・設備の維持管理に経験豊富な職員を配置し、委託業務のチェックを厳格に行い、十分な監視体制を構築します。

(5) 他施設等の維持管理に関する情報収集に努め、維持管理に活かしていきます。

(6) 庁舎管理上の問題点として維持管理上支障の出る場合には、修繕も含めた各調整等については、その都度、県と協議のうえ、利用者サービスの低下をきたさないように対応をいたします。

(7) 「施設・設備チェックシート」により、職員が毎日 1 回施設や設備を点検します。

利用者からの要望や意見を集約し、仕訳するプラザマネジメント会議(別紙 1) を新たに設置することとし、その構成員として建物管理委託業者等を加え、施設の維持管理等に関する意見・要望、また現況などの情報を双方向的に交わしながら、保守管理・清掃・修繕等を機動的に行います。

3 年間修繕計画の策定と執行

(1) 修繕については、年間修繕計画を策定し、計画に基づいて確実に実施します。

ただし、緊急的に必要とされる場合を除きます。

(2) 緊急性又は必要性において優先順位を設けますが、安全・安心に関する施設・設備の修繕は、早急に修繕実施を行います。

(3) 修繕を実施する場合、利用者の迷惑とならないよう配慮します。また事前に計画されている修繕についてはホームページ、館内掲示等で情報を提供します。

(4) 修繕については、「県と指定管理者のリスク分担」に従い、適切に実施します。

(5) 照明器具のLED化を推進し、二酸化炭素排出量の削減ならびエネルギーコストの削減を目指します。とくに現状ホールにおいて108個使用されている、発熱量の高いハロゲンランプを、電力消費量、発熱量がともに低いLED電球に変えることで、冷房効率の向上並びに電力使用量の削減を実現すべく、県と協議します。

(6) 日射を受ける方角に面する建物のガラス窓に、遮熱フィルムを施工し、冷房効率の向上並びに電力使用量の削減を図ります。

また、3階多目的ホールの音響機械室は、西日の影響で室温が高温になり、ワイヤレスマイク受信機等の音響設備が使用できなくなる等、不具合を発生させる要因となっているため、遮熱フィルムを施工することにより、ホール利用者への安定したサービスの提供を図ります。

4 かながわ労働プラザの施設・設備の維持管理項目及び業務内容

(1) 常駐委託業務

清掃業務(日常清掃(毎日)、定期清掃(原則月1回)ほか)

警備業務(有人警備、出入者管理、鍵の保管、防火防災業務、早朝・夜間の電話交換業務ほか)

冷暖房・空調設備運転管理業務(ボイラー技師選任含む)

自家用電気工作物日常点検業務(電気主任技術者選任含む)

環境衛生管理業務(環境測定(ビル管理士選任)、防虫防鼠、水槽清掃等)

電話交換業務

防火管理業務(消防設備関係ほか)

エレベーター、自動ドア、駐車装置日常運転・調整業務

照明関係業務(館内照明器具等の交換作業等)

警備機器関係業務(機械警備システム保守管理等)

給湯・給排水設備関係点検業務

(2) 定期点検等委託業務

エレベーター保守点検(法定点検、フルメンテナンス契約による乗用3基、人荷用1基の保守点検、月1回)

防火シャッター保守点検(防火シャッター、グリルシャッター、防煙シャッター作動点検ほか、年2回点検)

自動ドア保守点検(引分式2基、片引式16基作動点検ほか、年3回)

中央監視装置保守点検(冷暖房・エレベーター・空調・給排水・防災等遠隔操作盤保守点検、点検項目により月1回～年1回)

冷却水処理装置保守点検(冷却塔外観機能点検、薬品注入、水質点検)

冷温水発生機保守点検(冷暖切替点検、チューブ洗浄ほか、年7回)

緑地管理業務委託(立木・植栽剪定、消毒は年1回、除草のみ年2回)

機械警備委託(人的警備終了時から警備開始までの間(22:00～07:00まで))

廃棄物処理委託（可燃物（月～土）・不燃物（火・金）ゴミの収集）
古紙収集運搬及び処分業務（古紙・シュレッダーごみ収集、年12回）
消防設備保守点検（法定点検、外観・機能、年1回）
消防設備総合保守点検（法定点検、外観・機能・総合、年1回）
自家用電気工作物精密点検（法定点検、外観・機能・測定（停電））
グリストラップ清掃・汚泥処理業務委託（グリストラップ・汚泥槽清掃、年2回）
蛍光灯処理収集運搬業務、蛍光灯処理業務委託（年1回）

（3）指定管理部分の設備の委託業務

機械式駐車装置保守点検（機械式駐車装置・ターンテーブル）の点検（年6回）
トレーニング機器保守点検（フィットネス機器類調整点検、年1回）
ピアノ調律・音響設備点検（ピアノ年2回、音響ワゴン・音楽スタジオ機材等
点検年1回）

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

ア 利用促進のための取組(その1)

1 より多くの利用を図るために実施する施設全体の事業の実施方針

より多くの方々に利用していただくため、次の基本方針を定め取り組んでまいります。

また使いたくなる綺麗で便利な施設づくり

お客様本位の接客サービスの提供

多彩な自主事業の開催

利用者に喜んでいただける各種サービスの展開

(1) また使いたくなる綺麗で便利な施設づくり ~時代のニーズに応える施設~

平成7年10月オープンから、時代のニーズに合わせて液晶プロジェクターやWifi環境の整備等を行ってまいりました。

20年経過した第3期指定管理期間においても、また使いたくなる綺麗で便利な施設づくりを図るため、時代のニーズに応える備品・設備を整備します。

なお、この取り組みを実行するにあたり、施設整備計画を策定し、計画的に行ってまいります。

(2) お客様本位の接客サービスの提供 ~おもてなしの心~

また使いたくなるより良いサービスの提供のため「かながわ労働プラザコンシェルジュ宣言」(別紙3)に基づき、「プラザコンシェルジュ」を配置し、施設案内や利用方法等の案内など利用者の様々な要望にお応えします。

接遇マニュアルの更新並びに外部研修の実施により、利用者とのコミュニケーション能力を高め、利用者との「言葉のキャッチボール」をきちんとできる職員を配置し、利用者が心地よく感じ、また来たいと思っただけの施設を目指します。

総合インフォメーションの開設

1 回利用受付窓口をかながわ労働プラザの総合インフォメーションとして公の施設への来館者の対応だけでなく、その他入居機関・団体への来訪者へのご案内にも引き続き対応します。

4階会議室フロアーにサービスカウンターの開設

会議室の施錠・開錠、会議室ご案内、コピーサービス、利用受付等、利用者が1階受付に出向かなくともサービスを受けられる体制を整え、利便性を格段に向上させます。

(3) 多彩な自主事業の開催 ~勤労者とその家族のために~

労働福祉の拠点施設を目指し、多目的な機能を持つ労働プラザの特性をいかした事業を展開し、勤労者とそのご家族にとって有益で楽しめる多彩な事業を展開してまいります。

(4) 利用者に喜んでいただける各種サービスの展開 ~ホスピタリティに溢れる施設~

指定管理者として10年間運営してきた中で、蓄積してきた利用者からのご意見ご要望をもとに、当かながわ労働プラザの施設をご利用いただく際に、かゆいところに手が届くようなきめ細やかなサービスを展開してまいります。

ア 継続的に利用するサークルを対象とした貸ロッカーサービス(有料)

定期的にご利用していただいているサークル等の方々を対象に、ご利用の際に使用される物品をお預かりいたします。

イ ホール等での大会等開催時の看板作成サービス(有料)

大会・総会等で使用される看板の作成をいたします。

ウ 利用するごとにポイントがたまるポイント割引サービス

トレーニング機器利用の際に一定回数をご利用いただいた方に、1回無料といたします。

エ 4階フロアへのサービスカウンター設置による利用案内サービス実施(再掲)

プラザコンシェルジュの配置により、会議室開錠・施錠、会場案内のほかコピーサービス・利用予約申込受付・Wifiルーター、事務機器の貸出等、1階受付まで出向かなくとも対応できるようにいたします。

オ 宅急便発送受取代行サービス

カ 研修プラン・懇親会プランの実施

研修の際に昼食が必要となる場合や、会議・研修後に懇親会を開催される利用者を対象にレストラン業者と提携し、サービスプランを実施します。

会議研修パック、懇親会パック等

キ 各種利用料金サービスプランの実施

利用形態を踏まえた利用料金サービスプランを実施いたします。

一人割プラン：音楽スタジオを1人でご利用いただく場合のプラン(ドラム、ピアノの練習等)

当日追加半額サービス：当日会議が長引いた場合等、当日追加してご利用いただく場合に半額の利用料金でご利用いただけます。

ク 会議室(第3、第5、6、7会議室)設営サービスの実施

ケ 県立2館の図書館(県立図書館・県立川崎図書館)との連携による図書貸し出しサービス ほか

かながわ労働プラザ4施設

(特別会議室・音楽スタジオ・トレーニングルーム・ギャラリー)

利用向上の取組みについて

「声をかたちに」

特徴のある施設の新たな利用スタイルのご提案

第1期、2期を通じて、利用向上を図るために、サービスプラン等取組みを行ってまいりましたが、目標を達成には至っておりません。

第3期指定管理期間においては、今までの経験を活かして利用者ニーズに対応し、各施設の特徴を生かしつつ、新たな利用スタイルを提案し、設備・サービス面において多彩な取組みを実施することにより利用率向上を図ります。

1 特別会議室利用向上計画

過去の実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	391	493	473	432
人員	7319	9021	8,616	9,839
利用率	33.1	37.1	35.7	32.3
収入	2,649,600	2,907,400	2,743,300	2,347,900

利用向上計画の概要

現状・課題

かながわ労働プラザ特別会議室は、音響設備、映像設備等を備え、操作卓より一括操作ができ、椅子やテーブルは、高級感溢れる調度品を整備したハイグレードな会議室である。

平成23年度以降の特別会議室における利用状況の推移は、平成23年度からの利用料値上げに伴い、年々減少傾向にある。

定員24名であり同等の規模の利用にあたっては、安価な第4会議室（定員30名）を利用する傾向がみられている。

固定式の円形テーブルも使い勝手が悪く、利用形態が限られている。

平成26年度においては、臨時開館日や料金の値下げ等に取り組み、徐々に利用は上向き傾向にあるが、目標値にはまだ届いていない。

また、平成7年の開所以来、テーブル・イス類等の備品類の更新をしておらず、経年劣化による老朽化が進んでいる。



目標・ゴール

	午前	午後	夜間	最大利用料金
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00
現行(平日)	1,250円	1,500円	1,250円	16,000円
改定	1,750円	1,750円	2,060円	24,300円
差額	500円	250円	810円	8,300円

平成28年度稼働率 50.7% 利用収入 4,361,315円 (24,300円×354日=8,602,200×50.7%=4,361,315円)

改善策

1 備品の更新並びに新設による利便性の向上

平成7年の開館以来、備品類の更新をしていない。椅子やテーブル等を新たに更新し、美観の向上を図るとともに、可動式のテーブルに変更し利用しやすい室への転換を図る。

- (1) 会議テーブル・椅子の更新
- (2) ブラインド更新
- (3) Wifiの常設化(ルーターの常設)
- (4) タイルカーペットの更新
- (5) 司会台の整備



2 多目的に使える特別会議室への転換

移動が自由にできる会議テーブルに更新し、使い方の幅を広げ、スクール形式での会議や9階レストラン業者との連携による懇親会・パーティー・家族の記念日などにも使用していただき、利用の向上を図る。

3 グレードアップした特別会議室への転換

大切な顧客様を招いた会議や役員会・理事会・プレゼンテーションなど利用者にとって重要な会議等にご利用いただくため、グレードアップした特別会議室に転換していきます。

- ・テレビ会議対応設備の導入



4 各種サービスプランの展開

- (1) 会議研修パック
- (2) 懇親会パック

予算案

Description(種類)	Quantity(量)	Unit Price(単価)	Cost
会議机の更新	10	¥37,660	¥1,129,800
椅子の更新	30	¥31,392	¥941,760
ブラインド	4	¥50,000	¥200,000
タイルカーペットの更新	97m ²	¥970	¥94,090
Total			¥2,365,650

2 音楽スタジオ利用向上計画

過去の実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	888	926	819	781
人員	4,988	5,365	4,769	7,344
利用率	40.3	38.6	35.9	35.1
収入	2,924,390	2,744,900	2,493,700	2,457,450

利用向上計画の概要

現状・課題

音楽スタジオにおいては、タイルカーペットの老朽化、録音装置（MD、カセット）の老朽化が目立ってきている。また、録音装置がMD、カセットのみであり、CD・USB等録音の設備がない。

利用時間の区分が9時～12時、13時～15時、15時～17時、18時から20時、20時～22時となっているため12時～13時と17時～18時が利用できない状況となっているため、利用者からも改善要望がある。また、有料設備（特にグランドピアノ）の使用料が高いとの声もある。アンプ類、マイクは無料のため、備品類の料金設定の見直しが必要と思われる。

第1音楽スタジオと第2音楽スタジオの利用料金に差異があるため、安い方の第2音楽スタジオに利用が集中している。1人でピアノの練習等利用する場合は、料金が高いとの声も寄せられている。

目標・ゴール

平成28年度稼働率73% 利用収入 11,880円×354日×75% = 3,073,950円

改善策

1 施設整備の実施

多様な録音媒体に対応するため、マルチレコーダーを整備し、音楽スタジオでの録音利用の向上を図るとともに、タイルカーペットをリニューアルし美観の向上を図る。

また、カラオケ対応の施設整備を実施する。

2 利用料金の見直し

実施プラン1・・・第1,2会議室の利用料金を共通とし、下記の設定とする。

第1・2音楽スタジオ共通			
9時～22時	9時～12時	12時～18時	18時～22時
800円/h	860円/h (2,580円)	830円/h (4,980円)	1,080円/h (4,320円)

*1日11880円×345日 = 4,098,600円×75% = 3,073,950円

実施プラン2・・・設備使用料

音楽スタジオ設備使用料	1時間使用料
グランドピアノ	540円
エレクトリックピアノ	540円
シンセサイザー	540円
ドラムセット	540円
MD・テープレコーダー	540円

3 サービスプランの実施

- (1) 設備使用料無料サービスの実施(期間限定：夏休みサービスプランほか)
上記の利用料金の見直しに伴い設備使用料全額無料サービスも併せて実施する。
- (2) 当日限定追加利用半額サービスプランの実施
当日利用において追加利用する場合、延長分の利用料金を半額にする。
- (3) 一人割プラン
一人で利用する場合は、設備を無料とする等の割引プランを実施
(ピアノ・ドラム・カラオケ等の練習など)
- (4) シニア割・学割プラン
60歳以上の方並びに学生の方を対象とした設備を無料とする等の割引プランを実施

4 サークル育成による利用の向上

音楽スタジオを利用したウクレレ、ギター、ドラム、大正琴等の音楽教室を開催し、教室終了後は、サークルとして自主活動していくことにより、利用の向上を図る。

また、プラザ主催のイベント(プラザコンサート・ランチタイムコンサート並びにプラザフェスタ)へ出演していただき、成果の発表を行う。

予算案

Description(種類)	Quantity(量)	Unit Price(単価)	Cost
マルチレコーダー	2	¥120,000	¥240,000
タイルカーペット交換	92m ²	¥970	¥89,240
Total			¥329,240

3 トレーニングルーム利用向上計画

過去の実績

オープンスペース	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	1,038	988	1,208	866
人員	8,516	8,100	10,335	8,384
利用率	39.5	37.4	41.8	34.5
収入	2,849,000	2,606,800	2,205,800	1,566,510
トレーニング機器	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	7,309	6,903	6,936	6,200
人員	7,309	6,903	6,936	6,200
収入	2,247,600	2,045,700	2,045,100	1,902,600

利用向上計画の概要

現状・課題

健康体力測定機器については、システムの老朽化ならびに需要の低下もあり、利用がない状態である。
ウェイトトレーニング機器については、平成7年に購入したもので経年劣化が進んでいる。

現在健康体力測定機器が平成28年度より廃止となるため、現在設置してあるスペースの有効活用が喫緊の課題である。

オープンスペースは、トレーニング機器と同じ場所にあることから、オープンスペース利用者（ヨガ・太極拳・フラダンスサークル等）とトレーニング機器利用者が互いに譲り合いながら利用している。

特に音響設備使用に関しては、トレーニング機器利用者への配慮等により制限される。

目標・ゴール

平成28年度利用人員30名/日×345日=10350人 利用収入 3,105,000円

平成28年度稼働率50.0% 利用収入3,025,650円(17,540円×354日=6,209,160円×50%=3,104,580円)

改善策

1 健康体力測定機器廃止後の有効活用

リラクゼーションスペースとして各種マッサージ機器を専門事業者との連携により設置するとともに施術台を整備し、盲学校等との連携により専門家を定期的に配置し、県民の皆様の健康増進を図る。

2 定期的なトレーニング指導

年間を通じての体力づくり教室の実施

湘南ベルマーレコンディショニングセンターとの連携により年間を通じて開催、利用の向上を図る。

3 オープンスペースとトレーニング機器スペースのセパレート化による利便性の向上

オープンスペースと機器利用スペースをセパレートすることにより、使い易さを向上させ利用向上を図る。



予算案

Description(種類)	Quantity(量)	Unit Price(単価)	Cost
パーティション工事	1式		¥555,656
Total			¥555,656

4 ギャラリー利用向上計画

過去の実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	121	104	134	161
人員	4,987	7,168	10,614	10,040
利用率	30.4	24.8	31.3	39.5
収入	1,088,100	941,850	665,700	875,340

利用向上計画の概要

現状・課題

利用時間が、他の施設が9時から22時までとなっているながら、ギャラリーは18時までとなっているため、利用機会が制限されている。

利用の向上を図る上で、多目的に使用できるスペースとして利用時間を他の会議室と同等の22時とすることにより、利用機会を増やす必要がある。

またダウンライトの老朽化や破損等により、照度を維持できなくなりつつあるため、新規更新するとともにLED等への転換が必要である。

時期によって稼働率が変動していくのが、ギャラリーの特徴である。

- ・稼働率が低い時期（4月：9.2% 7月：15.6% 8月：28.9%）
 - ・稼働率が高い時期（10月：81% 11月：62.1%）
- 利用が少なくなる月にどう利用を増やすかが課題である。



目標・ゴール

平成28年度稼働率 50.0% 利用収入 17,420円×354日×50%=3,083,340円

改善策

1 備品の更新による機能向上

老朽化し、破損しているダウンライトを更新し、ギャラリー機能の向上を図るとともに、多目的に使用できるギャラリーへの転換を図るため、液晶プロジェクター等AV機器の設置やWi-Fi環境の整備により、絵画等の展示のほか映像での展示会の開催を可能にし、利用者の利用機会を広げ利用の向上を図る。

2 多目的に使えるギャラリーへの転換

多目的利用が可能なギャラリーにするため、入口に扉を設置し、また床をフローリングに変更するなど会議・運動（ヨガ・ピラティス・フラダンス・社交ダンス）等も行えるようにすることにより、利用の向上を図る。



3 利用料金並びに貸出時間の見直し

平成 28 年 4 月 1 日付施行される条例改正にともない、ギャラリーの貸出時間が改正されることから、下記の料金プランに見直し、一日利用の割引（上限金額の 2 割引き）を実施する。
貸出時間を 9 時～ 22 時までに変更されるにあたり、長時間利用の場合の割引サービスを実施する。

4 プラザ主導によるイベントの開催並びに各種作品展の誘致

	一日利用		1時間ごと
	9：00～22：00	9：00～17：00	17：00～22：00
営利目的	22,000円	2,110円	2,110円
非営利目的	14,000円	1,340円	1,340円

プラザ自主講座（フラワーアレンジ、水彩画教室など）終了後の作品発表会やプラザ勤労者作品展などプラザ主催のイベントを各種団体（写真店・画廊等）との連携により開催し、ギャラリーの周知を図るとともに、各種作品展の誘致を積極的に行う。

5 展示即売会・商品説明会の誘致

一般企業における展示即売会・商品の説明会等を誘致し、利用の向上につなげる

6 ホームページへのスケジュール掲載

ギャラリーの展示会等のスケジュールを掲載、また Twitter 等で広報を実施、利用者サービスの向上を図る

7 利用がない時の有効利用

ギャラリーの利用がない日・時間帯において、各種広報スペースとして県観光課からの観光情報やプラザからの自主講座開催のお知らせなど様々な情報発信のスペースとして有効活用する。

予算案

Description(種類)	Quantity(量)	Unit Price(単価)	Cost
床のフローリング	115m ²	¥8,000	¥920,000
AV機器（DVD・CDプレイヤー・液晶P等）		¥300,000	¥300,000
ダウンライト	30	¥18,000	¥540,000
Total			¥1,760,000

イ 利用促進のための取組（その2）

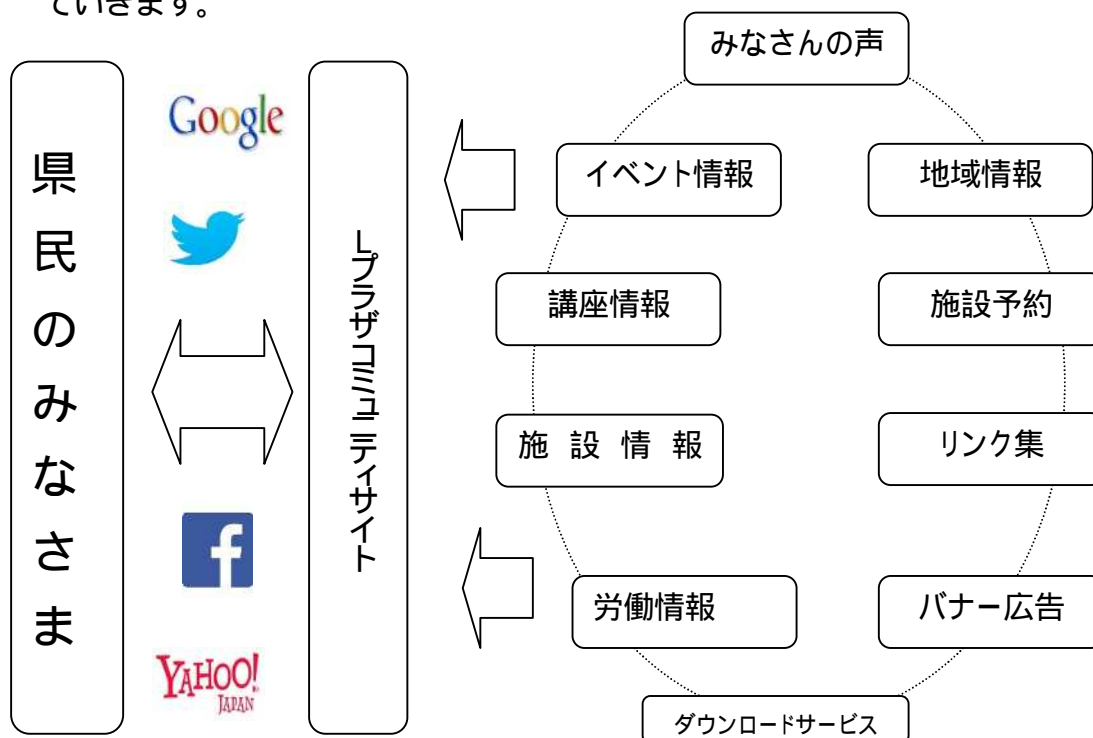
(ア) 広報・PR活動

1 にぎわいのある魅力ある施設「かながわ労働プラザ」を実現させるために

(1) 広報・知っていただくための仕組みづくり

ア かながわ労働プラザコミュニティサイト（ホームページ）の構築

県民の皆様とかながわ労働プラザをつなぐコミュニティサイト「Lプラザコミュニティサイト」を構築し、かながわ労働プラザの施設関連情報等を発信していきます。



かながわ労働プラザの存在を多くの方々に知っていただくために、検索エンジン（Google、Yahoo等）でこのサイトを見つけやすくします。

またSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用し、施設案内やイベント情報等を配信していきます。

イ 広報誌「プラザ通信」を発行します。～県民の皆様とプラザをつなぐ～

かながわ労働プラザと県民や地域とのふれあい・交流を深めるための広報誌「プラザ通信」を定期的に発行します。

発行回数	年3回	発行部数	1回3,000部
発行内容	各会議室のご案内、自主事業のご案内、会館からのお知らせや お願い、皆様のご意見、利用者サークルの紹介、自治会から のお知らせ等		
配布先	県内公共施設等		
その他	ホームページに電子版を掲載します。		

- ウ かながわ労働プラザオリジナルグッズの作成
利用者アンケートの実効性を高めるため、また自主事業講座受講の際には受講記念として進呈し、プラザを日常において意識していただくため作成します。
・オリジナルメモ帳、ボールペン、うちわ等
- エ ~にぎわうプラザ実現のために~ 各種イベントの開催
各種イベントの開催により、常に多くの方々でにぎわうプラザを実現し、プラザの各施設を知っていただき使っていただくことにより利用の向上を図ります。
- (ア)プラザ朝市
NPO団体や障害者団体等との連携・協働による地場産の野菜や神奈川県の特産、地域作業所製品等販売（毎月1回 土曜日開催）
- (イ)ランチタイムコンサート
音楽活動の発表の場として、また当館ご利用者の皆様に憩いのひと時を提供するため、1階交流広場において地元で音楽活動しているグループによる「ランチタイムコンサート」を開催し、地域の皆様との交流を図り、にぎわいのあるプラザを実現します。・毎月1回 土曜日開催（12時～13時）
- (ウ)プラザフェスタ
第1期より継続して開催しており、3,000名を超える地域の皆様を始め、県内の多くの勤労者とそのご家族にご来場いただき、第3期においても皆様が1日楽しめるイベントとして開催いたします。
毎年1回 2月開催
内容：ものづくり、フラワーアレンジメント、ピラティス等各種体験教室、フラダンス等実演発表、県内の名産品・地場産品販売ほか
- オ 各種メディアによる広報活動
- (ア)労働関係団体との連携した広報
かながわ労働プラザの施設案内や自主事業の開催のお知らせなどを、日頃より連携のある労働関係団体（神奈川県労働者福祉協議会、神奈川県労務安全衛生協会等）の広報を通じて周知します。
- (イ)県のたより 広報よこはまの有効活用
神奈川県の広報誌「県のたより」横浜市の広報誌「広報よこはま」を有効活用し、自主事業等のご案内の掲載により、全県並びに横浜市内全域に広報展開します。
- (ウ)タウン誌
タウンニュース等のタウン誌にイベントや自主事業の案内を掲載します。
- (エ)新聞
新聞各社の広報欄に自主事業の案内を掲載します。

(1) 自主事業の実施

1 自主事業の開催

【自主事業の開催についての基本的な考え方】

労働福祉の拠点施設として、施設の特性を生かし、勤労者や県民の皆様方へ各種の自主事業を提供し、自己学習、交流活動を継続する契機となるよう、また、労働プラザに一層の親しみをもっていただけるように、積極的に取り組みます。

なお、受講料については、受益者負担の観点から、有料が妥当な自主事業については、原則として実費程度の受講料を設定します。

年間自主事業計画を、年度の始めにホームページや掲示により周知するとともに、各自主事業については、開催前にその都度広報し、各自主事業終了後には、受講者アンケートを実施し、今後利用者ニーズに合った講座の開催に努めます。

自主事業開催にあたっては、利用者の利用機会を損なうことがないよう十分に配慮し、会議室等の利用の少ない曜日、時間帯に実施します。

29年度以降の開催については、県民の皆様、受講者からのご意見ご要望等を踏まえながら決定していきます。

(1) 多目的ホールの有効活用による芸術・映画・演劇・文化講演等の提供

294名収容可能なホールの活用により、芸術鑑賞（音楽会）、映画鑑賞、演劇鑑賞・文化講演（各種講座）等を提供、多くの県民の皆様方に質の高い芸術・文化に触れあう機会を提供します。

ア 「プラザコンサート」の開催

勤労者の音楽活動を支援し、一般県民の皆様方に音楽鑑賞の機会を提供するため、「プラザコンサート」を開催します。

イ 「ワンコインシアター」

県民のみなさまに親子で楽しめる映画を鑑賞し、映像からの感受性、創造性を高めるとともに、親子のコミュニケーションを深めることを目的とし開催します。

ウ 「演劇鑑賞会」の開催

県民の皆様を対象に演劇を鑑賞し、感受性、創造性を高めるとともに、文化教養の向上を図ることを目的として開催します。

エ 「文化講演会」の開催

毎日の生活を、安定して豊にして送るためにまた、より良く変えていくために、今知りたいこと、今学びたいこと等の視点から講座を開催します。

(2) 勤労者ニーズに合った自主講座等の提供

当協会既存運営施設 川崎市生活文化会館、協会事務局において実施している各種分野別講座からの蓄積されたノウハウ、経験等を活かし、勤労者の教養・技術向上のための各種講座の提供を実施します。

ア 講座の実施計画の策定にあたっては、「文化教養」「労働」「生活」「健康」の4つをキーワードとして事業展開します。

イ 受益者負担の観点から有料が妥当と思われる講座については、実費程度の受講料を設定させていただき開催します。

ウ 年度当初にはホームページ等で年間事業計画を周知します。

エ 各事業終了後には受講者アンケートを実施しご要望等を踏まえ充実した講座の開催に努めます。

【平成28年度実施計画】 多目的ホールを使った芸術・文化・教養講座等の提供

NO	種類	内 容	会 場	開 催 時 期 募 集 人 員 対 象 者	料 金	目的及び効果
1	芸術	プラザ コンサート	ホール	平成28年5月 200名 勤労者・その他一 般	無 料	勤労者の音楽活動を支援し、 一般県民の皆様に音楽鑑賞の 機会を提供すると共に施設の 周知を図る。
2	映画	ワンコイン シアター	ホール	平成28年8月 200名 勤労者・その他一 般	一 般 500円 小学生以 下無料	県民のみなさまに親子で楽し める映画を鑑賞し、映像から の感受性、創造性を高めると ともに、親子のコミュニケー ションを深めることを目的と し開催する。
3	演劇	演劇鑑賞会	ホール	平成28年10月 200名 勤労者・その他一 般	一 般 500円 小学生以 下無料	県民の皆様を対象に演劇を鑑 賞し、感受性、創造性を高め るとともに、文化教養の向上 を図ることを目的として開催 する。
4	文化	文化講演会	ホール	平成29年2月 200名 地域住民・その他 一般	一 般 500円 小学生以 下無料	毎日の生活を、安定して豊に して送るためにまた、より良 く変えていくために、今知り たいこと、今学びたいこと等 の視点から講座を企画提供す る。

オ 平成28年度の実施計画 勤労者ニーズに合った自主講座等の提供

	種類	講座名・会場	日時・募集人員	受講料	内容
1	労働	中小企業支援講座 経営実務セミナー (会議室)	平成28年4月から 全3回 100名	3,000円	助成金や事業継続など経営実務に関する問題などについて学びます。
2	健康	アクティブシニアのための体力づくり教室(トレーニングルーム)	平成28年4月から 毎月2回 25名	1回 800円	健康でアクティブに動ける体作りを湘南ベルマーレコンディショニングセンタートレーナーの指導により行う。
3	生活	スマホ&タブレット活用術(会議室)	平成28年4月 2回 20名	2,000円	仕事に趣味に活動の幅を広げるスマホ&タブレット活用術を学ぶ
4	文教 化 教 養	源氏物語・徒然草入門講座(ホール)	平成28年5月から 全10回 100名	10,000円	源氏物語・徒然草の入門編、あらすじを中心に全体像を学ぶ
5	健康	心とからだをつなぐ ヨガ入門講座 (トレーニングルーム)	平成28年5月から 全30回前・中・後 期 25名	各期 10,000円	ヨガの基礎知識を学び、実践を通じて健康の維持増進を図ります。
6	労働	中小企業支援講座 経営実務セミナー (会議室)	平成28年7月から 全3回 100名	3,000円	インターネットでの企業PRの仕方や目に留まる広報スキルを学びます。
7	労働	日本サッカー界のレジ ェンド奥寺康彦が語る リーダー論(ホール)	平成28年7月から 全1回 100名	1,000円	日本初のプロサッカー選手奥寺康彦氏が、リーダー論について語ります。
8	労働	労働者支援講座 経営実務セミナー (会議室)	平成28年9月から 全3回 100名	3,000円	労働法や社会保険など労働実務に関する問題などについて学びます。
9	健康	いつまでも若々しい あなたであるために！ ピラティス入門 教室(ギャラリー)	平成28年9月から 全20回前・後 期 25名	各期 10,000円	ストレス社会に生きる労働者を対象に、ストレス解消と体幹を鍛えることにより若々しさを維持する。
10	労働	「人が集まる！講座 の企画とチラシの作 り方」(ホール)	平成28年9月 1回 100名	2,000円	講座テーマの決め方、タイトルのつけ方等を学び、人を惹きつけるチラシの作り方を学ぶ
11	文教 化 教 養	歴史の宝庫 かながわの歴史探訪 「大山街道」 (会議室)	平成28年9月から 全7回 70名	7,000円	神奈川県内の名所や地域の歴史を紹介し、その魅力を再発見します。
12	文教 化 教 養	はじめての ウクレレ入門教室 (音楽スタジオ)	平成28年10月か ら 全10回 20名	10,000円	初心者の方々を対象にウクレレの基礎を学びます。
13	文教 化 教 養	はじめての ギター入門教室 (音楽スタジオ)	平成28年10月か ら 全10回 20名	10,000円	初心者の方々を対象にギターの基礎を学びます。
14	生活	知っておきたい 法律入門教室 (会議室)	平成28年11月か ら 全3回 100名	3,000円	神奈川県司法書士会との連携協働による日常生活において知っておきたい法律を学びます。
15	労働	ミニ労働法講座 (ホール)	平成29年1月から 全3回 100名	3,000円	神奈川県労働大学講座において好評を博した講師をお招きして、労働法等全般において知っておきたい法令を学びます。
16	文教 化 教 養	はじめての ドラム入門教室 (音楽スタジオ)	平成29年1月から 全10回 20名	10,000円	初心者の方々を対象にドラムの基礎を学びます。
17	生活	ものづくり体験講座 *技能職団体との共 催 (ホール)	平成29年2月 1回 50組	無 料 (実費負担)	ものづくりを通して、親子の交流の場を提供するとともに技能士の匠の技を紹介します。
18	労働	労働者支援講座 医療の視点からのメン タル講座(会議室)	平成29年2月から 全1回 100名	2,000円	医療の視点からメンタルヘルスを考察します。
19	生活	手話入門教室 (会議室)	平成29年3月から 全3回 30名	無 料	県民の方々を対象に、手話の基礎を学びコミュニケーションの円滑化を図ります。
20	健康	丈夫な体を作るための 運動と食事を学ぶ (会議室)	平成29年3月から 全2回 100名	2,000円	丈夫で若々しい体作りのための運動と食事を学びます。

上記の講座の他、毎年度開催されている神奈川県労働大学講座において好評であった講義について特別講座として開催します。

その他の講座候補

介護職員初任者講習

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防講習

株式投資術

親子でタヒチアダンス

簿記資格取得講座

カ 平成29年度以降の実施計画については、28年度の実施状況や利用者からの要望などを踏まえ順次策定します。

2 サークルの育成・交流への支援

自主事業の参加終了者を中心に、現在5団体のサークルが活動中ですが、引き続き自主的に活動するかながわ労働プラザ生まれのサークルを支援します。

(1) 情報提供・交流のためのサークル情報板の設置

サークルの活動や会員の募集等の情報、及びサークル間の交流等のために活用できる「サークル情報板」を1階に設けます。

(2) ホームページによるサークル情報の提供

かながわ労働プラザホームページ上でサークルの紹介等のコーナーを設け、情報提供を積極的に行います。

(3) サークルの結成や運営の助言

サークルの結成や運営、会員の募集等に当たって発生する問題等に対して、適切な助言を行います。

3 事業広報周知方法

神奈川県内在住の勤労者・その他一般の県民の皆様方に広く参加をしていただけるよう、公的広報手段をはじめ当協会ホームページ等により広報してまいります。

[具体的な広報周知の手段・方法]

ア 当協会ホームページ(ポータルサイトの講座・研修会情報欄含む)に開催案内を掲示します。

イ 県関係機関、神奈川県(県のたより)等へ事業開催記事掲載を依頼し県下全域への周知を図ります。

ウ 新聞各誌及び広報誌(タウンニュース等)への記事掲載を依頼します。

エ 神奈川県内企業及び各種サークル団体等へ事業チラシを配布します。

カ 当協会運営施設(神奈川県立かながわ労働プラザ、川崎市生活文化会館、ことぶき保育園、東門前保育園、川崎大師保育園)に、チラシの配架を行い広報・周知を行います。

ウ 利用者への対応、利用料金

(ア) 利用者への対応

【トラブルゼロを目指して 利用者からの視点で 】

直接、窓口立つ職員のみならず、全職員が利用者にとどのように対応するか「対応する心と態度」を涵養することが、トラブルを未然に防止する基本であると考えます。

1 トラブル防止についての取り組み

(1) 利用者への対応

トラブルを未然に防止する方策として

- ・ 迅速で誠意のある対応をする。
- ・ 現場確認、適切な状況判断を行う。
- ・ 利用者との行き違いを防ぐ。
- ・ 利用者との信頼関係を崩さない。

を基本に対応し、利用者に対する言葉遣いや利用者への対応の姿勢を定めた「利用受付接遇マニュアル」「全員コンシェルジュ宣言」により職員の接遇に対する意識を高め、適切な対応によりトラブルを未然に防ぎます。

(2) 職員会議の実施並びに職員連絡帳の有効活用

シフト勤務のため、職員が一堂に会しての「職員会議」は、年に数回しか実施できないため、日頃の伝達事項等につきましては、「職員連絡帳」を活用し、情報を共有するとともに、運営(トラブル等)についての意見交換を行ないます。

また通常業務の中で、なんでも気軽に相談できる雰囲気づくりをしておりますので、これを維持し、トラブルのない運営に努めてまいります。

(3) 職員相互のチェック&アドバイスを実施するとともに外部への研修に派遣します。

2 苦情に対する対応

(1) 苦情をトラブルに発展させない

日々の運営において、苦情やトラブルの発生は不可避だと考えます。

「より深刻にしない」を心構えに早期対応を図ります。

ア 苦情に対する対応

- ・ 苦情内容の把握(2名で対応)
- ・ 責任の所在が不明な時は、その場で回答せず回答期限を明示する。
- ・ 責任者へ連絡
- ・ 苦情への対応策の決定
- ・ 苦情主への回答

イ 「危機管理マニュアル」の更新

第二期で策定しました「危機管理マニュアル」の苦情対応をより充実させます。利用者の意見や要望を単に聞くだけに終わらせず、的確に受け止め、プラザの管理運営に着実に反映させてまいります。

3 利用者の意見・要望の的確な把握

(1) 「みなさんの声」の活用

各階の利用者の目に触れやすいところに「みなさんの声」（意見要望箱）を設置しており、職員の対応や施設・設備の管理、利用方法について、利用者の皆様からのご意見・ご要望等に耳を傾け、よりよい施設運営に活かしていきます。

(2) 利用者満足度調査の実施

ア 詳細アンケートの実施

年2回（6月、12月を予定）詳細アンケートを引き続き実施します。

アンケート回答者に粗品を配布し、調査の実効性を確保します。

【詳細アンケート項目（例）】

利用料金・利用時間の設定、設備・器材の内容、予約・支払いシステム職員の対応等

イ 簡易アンケートの実施 見直し

職員の対応など特定の項目について、利用者が気軽に回答できるよう簡易アンケートを引き続き実施します。アンケート用紙は各階に設置します。

また、講習会等主催者だけでなくの参加者にも配布し、より実効性を高めてまいります。

【簡易アンケート項目（例）】

清掃状況・館内の雰囲気・職員の対応・ご意見ご要望等

(3) 自主事業終了時のアンケート調査の実施

講座の企画に反映させるため、各講座終了時にアンケート調査を引き続き実施します。

【自主事業アンケート調査項目】

講座内容・開催日・開催回数・受講料・受講人数・講師・担当職員の対応等

(4) 「みなさんの声ホームページ版」の設置

ホームページ上に利用者のご意見・ご要望をいただくコーナーを引き続き設けます。

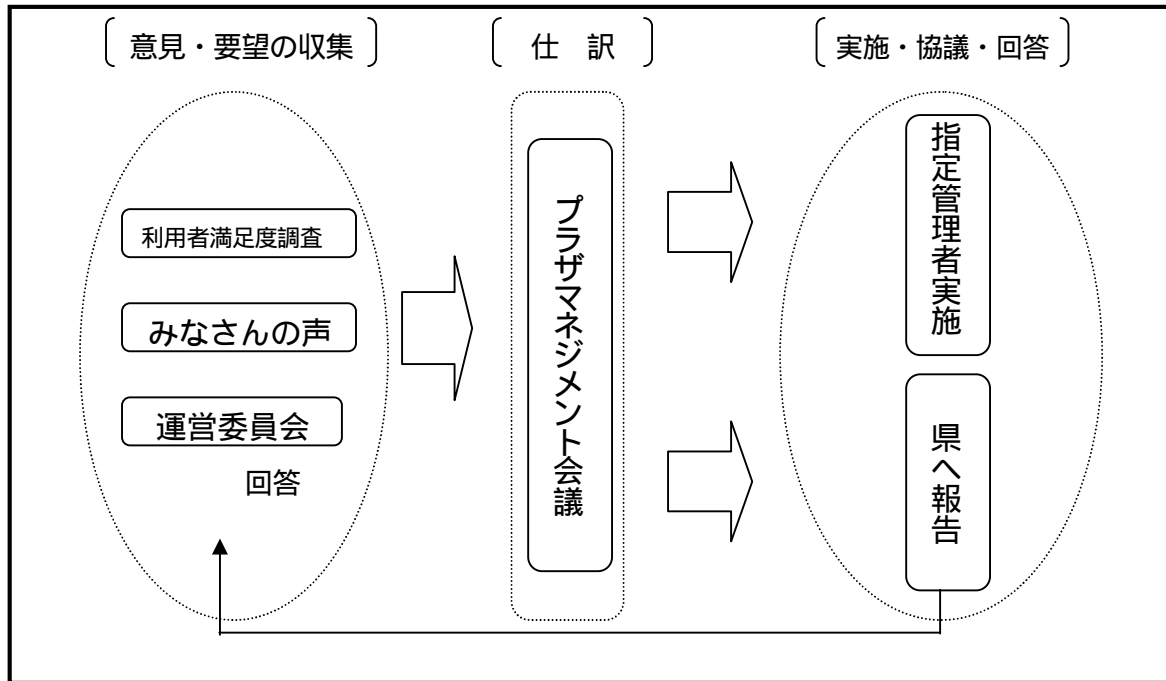
4 意見・要望の反映

(1) 意見・要望に対する回答

寄せられた意見や要望に対して、「出来るもの」、「出来ないもの」、「検討するもの」などその対応状況をすみやかに回答し、その内容をホームページや館内に掲示します。

(2) 利用者の要望の実現のためのしくみ

利用者からの意見・要望を「利用者満足度調査」「みなさんの声」「運営委員会」等から収集し、指定管理者が独自で実施できるもの、県と協議が必要なものと仕分けをし、独自で出来るものについては、速やかに実施し、県と協議が必要なものは、県へ報告し、その結果について回答します。



運営委員会

施設の運営全般について、外部の方々から客観的な評価・助言をいただくための組織として設置します。（年2回 6月・3月開催）

構成メンバー：労働団体・使用者団体・地域団体・利用者団体・行政機関

プラザマネジメント会議 ～進化するプラザの実現のために～（再掲）

当協会事務局長をリーダーとして、事務局職員、かながわ労働プラザ館長と建物管理委託業者で構成し、業務運営の進行管理、利用者からの要望・ご意見への対応検討、また安定的な運営や利用者サービスの向上を目的に利用者からみた施設の充実感、自主事業の充実度や職員の対応について、セルフモニタリングを行い、発展するかながわ労働プラザの実現を目指す組織として設置します。（毎月1回定例会議開催）

構成メンバー：事務局職員・労働プラザ館長・委託業者

(1) 利用料金

- 1 利用料金については、「施設及び設備の維持管理に要する経費」及び「光熱水費・電話料」を利用料金によって賄う必要があることから、別紙4（利用料金表）のとおり、プラザ条例が定める利用料金の上限額を基本とする利用料金とします。
- 2 利用料金の見直しについては、プラザ条例が定める利用料金の上限額を基本とする利用料金にいたしますが、現在までの利用状況を踏まえ日曜日の夜間料金は日中料金と同額し、利用の向上を図ります。
- 3 ギャラリー・音楽スタジオの利用料金については、条例では、1時間の利用料が定められていますが、全時間利用の場合には、料金割引サービスを実施します。また、音楽スタジオの設備利用料については、ピアノ等現在有料設備の料金を値下げし、使い易くいたします。
- 4 トレーニング機器一式の利用料金については、現在の同額の300円とし、あわせて、トレーニングルームの利用促進や利用者のニーズを踏まえ、1回当たり270円に相当する10枚綴りの回数券2,700円も引き続き発行します。
- 5 屋内駐車場の利用料金については、利用者の利便性や近隣の他の駐車場の料金の状況を踏まえ、自動二輪車の利用料金として1時間当たり100円、上限額として1日最大500円を設定し、自動車の利用料金については上限額を1日最大1,500円に引き続き設定します。

(4) 事故防止等安全管理

ア 日常時の安全管理

1 事故防止・災害等に向けた取り組み

日常、突然起こる危機に日頃から備え、緊急時に利用者の安全を確保することは、「公の施設」を管理する者の責務です。

もとより発生した危機によって対応は異なるにしても、被害を最小限に抑えるのは、迅速な初期対応であり、それを可能にする「適切な情報の収集」と素早い「状況判断」「意思決定」であると考え、平常時において次のとおり取り組みます。

(1) 危機管理マニュアルの整備

現在の地震、火災、緊急事態等に対応するための「危機管理マニュアル」を常に最新のものに整備していきます。

「危機管理マニュアル」には、危機の事象（地震・火災・新型インフルエンザその他自然災害、盗難、暴力行為等の人的災害）別に、その予防対策や対処方法を盛りこんであります。

(2) かながわ労働プラザ事業継続計画の作成

災害等が発生した場合、職員や当協会、県所管課、かながわ労働センター、消防署、警察署等の関係機関との間の連絡・通報体制を定めた「緊急連絡網」（参考資料1）を定め、職員を緊急招集したうえで、県所管課や関係者との連絡ならび事業の継続やその他派生する業務を遂行するための「かながわ労働プラザ事業継続計画」を作成します。

「かながわ労働プラザ事業継続計画」

【基本方針】	人命の安全（職員・利用者） 社会的な供給責任 かながわ労働プラザの経営維持 地域との協調 二次災害の防止
【危機管理体制】	危機管理体制の整備（危機対策本部の設置） 担当と役割 ・館内支援活動（建物・備品等の被災状況の確認、備蓄品の配布、感染者対応、他） ・業務運営活動（重要業務の復旧・休止指示、他） ・館外連携活動（館外の被害状況・感染状況等の集約、行政・地域との調整、他）

(3) 職員への研修の実施

職員全員が緊急時に対応できるよう、「危機管理マニュアル」の研修を実施し、日頃から全職員の意識を醸成します。

救急救命講習を平成28年度内に全員が受講します。

次年度以降は反復受講をすることでノウハウの鮮度を保つことに努め、緊急時に心肺蘇生やAEDをスムーズに取り扱えるようにします。

(4) 自衛防災組織の整備と防災訓練の実施

ア かながわ労働センター所長を本部長とする「かながわ労働プラザ自衛消防隊」の組織編制に基づき活動するほか、職員が少人数となる夜間・休日等の防災体制として、かながわ労働プラザ職員、防災センターに常駐する警備員、設備保守管理業務員及び清掃業務員で構成する「プラザ消防隊」を編成し、引き続き活動していきます。

【プラザ消防隊の体制】

労働プラザ職員・清掃業務作業員

- ・ 避難誘導（安全な場所への避難誘導）

- ・ 応急救護（負傷者等の救護）

警備員・設備保守管理業務員（防災センター）

- ・ 情報収集（現場確認、周辺への伝達）

- ・ 通報連絡（119番通報、館内放送）

- ・ 初期消火（消火器等による初期消火）

イ 地震・火災等を想定した訓練の実施

かながわ労働プラザの統括防火管理者であるかながわ労働センターと連携し緊急の場合に対応できるよう、年2回の防災訓練に参加します。

夜間・休日等に災害等が発生した場合を想定し、少人数の職員体制で、機能的にしかも迅速に行動ができるよう、プラザ消防隊による防災訓練を年1回以上実施します。

施設利用者の避難誘導、初期消火、負傷者の応急手当等

緊急連絡網での通報伝達

関係機関（消防署・警察署・県等）への通報連絡

(5) 非常時緊急参集訓練

かながわ労働プラザの近隣在住者を中心に、自宅からかながわ労働プラザまで徒歩による参集訓練を実施します。

(6) 非常用備蓄品の準備並び非常時の対応

ア 交通機関のマヒ等により利用者や在勤者等の帰宅困難者が発生、また電気や水道等のライフラインが停止した場合を想定し、簡易トイレ、飲料水、毛布、ランタン等の備蓄を拡充します。

また、その場合の対処について、かながわ労働センターからの指示受け、施設の一部を開放し、帰宅困難者の一時受け入れを行います。

イ 災害時、交通機関のマヒ等により施設管理者が出勤できない場合、指定管理者である当協会としてのバックアップ体制を構築し、30分以内に職員が対応できる体制にあります。

(7) 防犯対策

安全・安心な施設づくりを一層推進するため、地域とも連携し、防犯対策に積極的に取り組みます。

ア 館内外をこまめに巡回し、不審者、不審物（放火等防止）の発見に努めるとともに特に夜間の利用時間帯では、女子トイレは、常時、蛍光灯を点灯し、利用される方々に不安感を与えないようにしていきます。

イ 管理区分の各室、倉庫、金庫等の施錠管理に万全を期すため、窓を含む開口部の閉館時の閉鎖確認を徹底し、不法侵入者が侵入できない環境づくりを行います。

閉館時以降は機械警備で対応するなど、安全・機能的な業務の遂行をしていきます。

ウ 常に警察署・消防署、県等と緊密な連絡を保ち、必要な情報の収集・提供を行っていきます。

エ 地域（自治会等）との連携を築き、防犯講習会の開催等を通して、防犯対策に努めてまいります。

オ 金銭・備品・印鑑等の管理については、事故防止や盗難等の防犯上の観点から厳重な管理に努めます。

金銭、備品その他の資産の管理事務を処理する出納員に館長を、出納員の事務を補助する現金取扱員及び物品取扱員に副館長をそれぞれ任命し、金銭及び物品の管理責任を明確にしています。

現金、預金等の通帳、カード等の保管には、厳重な鍵のかかる金庫に保管します。

鍵の管理、暗証番号等の守秘の徹底を図ります。（職員の異動の際には番号を変更します。）

収納した金銭（利用料金等）は、一時金庫に保管し、原則、翌日に取引金融機関に預け入れをします。

公印（事業所長印）の保管方法や文書管理体制、出納簿の作成等につきましては、当協会の規程等に基づき適切に取扱いしていきます。

(8) 各種感染症対策

ア マスク・消毒薬等の備蓄、緊急連絡網、臨時休館措置などの対応策を定めた「かながわ労働プラザ感染症対応行動計画」を、引き続き整備していきます。

イ 国内で感染者が発生した場合は、情報を適切に把握・周知し、うがい、手指の消毒、せきエチケットの励行など、施設内での感染を防止するとともに、感染を疑う症状が発生したときは、速やかに発熱センターや医療機関に連絡して診療等、医師の指示に従います。

(9) テロ・爆発物等への対応

ア 日頃から、行政、警察、消防等との連絡を密にし、情報収集に努めます。

イ 爆発物については、館内巡回の際の目視によって不審物の早期発見に努めます。

ウ 被災時には、地震・火災等防災組織の活動により対処します。

(1 0) 広域避難場所の周知

地震・火災等の大災害が発生した場合に備え、横浜市が策定した最寄の「広域避難場所」や「震災時避難場所」を利用者や職員に周知するため、案内図等を館内に掲示します。

広域避難場所（帰宅困難者のいっとき避難場所）
横浜公園（中区横浜公園）
震災時避難場所（地域防災拠点）
港中学校 中区山下町 241
みなと総合高等学校 中区山下町 231

(1 1) A E D の追加設置

現状1階のみに設置してあるA E Dを8階に増設します。

2 不祥事防止に向けた取り組み

法令等に違反する行為、職務上の義務に違反又は怠る行為、職員としてふさわしくない非行、職務遂行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為などの不祥事を防止するため、職員一人ひとりが高い倫理観を維持して行動します。

(1) 倫理規程の遵守

平成21年2月に定めた「倫理規程」により、役職員は組織倫理を共通認識し、公正かつ誠実な事業活動を目指します。（参考資料2）

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

ア データの盗難防止措置（パスワード設置、外部持ち出し禁止、個人情報のハードディスクへの保存禁止等）

イ 機器・装置等の安全管理上の保護（セキュリティワイヤーの設置等）

ウ 不正ソフトウェア対策

エ 紙情報の出力管理（保管方法・廃棄方法等）

(3) 不祥事防止研修会の開催・参加

不祥事の防止については、毎年1回以上、研修会を開催（又は参加）し、引き続き不祥事防止に取り組んでまいります。

ア 研修内容

不祥事の要因、事例、意識の問題

個人情報漏洩に係る不祥事、職員の義務

不祥事防止の取り組み、コンプライアンス

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等防止

(4) 不当要求防止責任者の配置

副館長を不当要求防止責任者として配置するとともに、警察や公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、反社会的勢力や団体の接近を防ぎます。

3 保険の加入

施設設備や管理運営が原因で生じた万一の人身事故、物損事故に対応するため、引続き「公立文化施設賠償責任保険」「公立文化施設災害補償保険」に加入します。

保険内容

施設管理責任	人身事故：1事故あたり	1,000,000 千円
	財物事故：1事故あたり	5,000 千円
受託物管理責任	財物事故：1事故あたり	10,000 千円
駐車場自動車管理責任	財物事故：1事故あたり	42,400 万円

イ 緊急時の対応

かながわ労働プラザは平成25年8月、大規模地震等の災害時における施設等の提供に関する協定を県と横浜市中区との間で締結しており、寿地区の住民で介護を必要としている方々に対し、地域防災拠点として一時的に施設の一部を開放することになっており、中区災害対策連絡協議会の一員として地域の防災に取り組んでいます。

1 災害・事故等の緊急事態発生時の対応

(1) 地震・火災等

「かながわ労働プラザ自衛消防隊」の一員として、落ち着いて迅速に対応します。

ア 現場確認・通報・初期消火

直ちに現場を確認し、火災であれば周辺への伝達と消防署へ119番通報を行なうとともに、初期消火を実施します。

直ちに利用者及び館内の入居機関・団体に知らせるとともに、警察署・県所管課・当協会等の関係機関へ連絡します。

イ 利用者等の避難誘導

パニック防止のため、「押すな」「走るな」「話をするな」「戻るな」を連呼し、エレベーターは使用せず、階段を利用した避難を徹底させます。

煙害を防ぐため姿勢を低くし、ハンカチ使用を指導します。

利用者等を広域避難場所（いっとき避難場所：横浜公園）や震災時避難場所（地域防災拠点：港中学校・みなと総合高等学校）への周知案内を行ないます。

ウ 逃げ遅れた人・負傷者等の確認、救助

逃げ遅れた人や負傷者の有無の確認を行い、逃げ遅れた人には素早く避難できるよう誘導し、負傷者には安全な場所に避難した後に応急措置を行ないます。

エ 利用者や避難者に対し、被災状況、地震（またはその他災害）や交通に関する情報提供を行います。

オ 利用者や庁内団体関係者が交通機関等のマヒにより帰宅が出来ない場合、館内の安全を確認したうえで、一時的な避難所として、かながわ労働センターと協議のうえ、施設を開放します。

(2) 事故・急病・負傷者等

急病者の場合は安静を確保し、負傷者には応急措置を行い、救急車を要請します。

また、状況によってはAEDを使用しての救命措置を実施します。

救急救命講習を平成28年度内に全員が受講します。

次年度以降は反復受講をすることでノウハウの鮮度を保つことに努め、緊急時に心肺蘇生やAEDをスムーズに取り扱えるようにします。（再掲）

2 暴力行為・犯罪等の対応

暴力行為勃発、あるいはその恐れがある場合には、必ず複数で対応し、危険を感じた時は、速やかに警察に連絡します。

盗難およびその他犯罪事案等が発生した場合は、速やかに警察に通報し、現場周辺の保存に努めます。

3 不祥事等発生時の対応

(1) 不祥事等が発生した場合は、協会及び県所管課に連絡するとともに、情報提供を怠らず、被害者には誠意ある対応を心掛けるなど、適切に対処します。

ア 事実関係の確認、把握、

イ 通報・連絡

ウ 影響範囲の特定

エ 原因の調査

(2) 被害拡大や再発防止のため、協会内に支援・対応チームを設置します。

構成：理事長、常務理事、事務局長ほか幹部職員

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

【地域と連携した魅力ある施設づくりの基本的な考え方】

かながわ労働プラザの基本方針「労働者や県民が気軽に集まり、交流し、学習し、知りたい情報が容易に手に入る県の労働者福祉活動の拠点として、労働者の教養文化、研修、健康づくり等の活動の支援を促進します。」「利用者や地域の信頼と満足度を最大限に高めていきます。」という考え方に基づき、第2期指定管理期間に築いた地域・県民とのつながりをさらに強いものとし、地域・県民とともに循環型運営「つどう」「ささえる」「つながる」「ひろがる」魅力ある施設づくりを目指してまいります。

(1) ボランティア団体との連携・協働

「ボランティア団体との連携・協働実績について」

かながわ労働プラザでは、指定管理期間内においてボランティア団体と連携・協働し、会館内への環境美化整備の推進、ボランティア団体参加による「プラザフェスタの実施」、庁内外周辺美化清掃の実施等自主的なボランティア団体の参加により、「快適であり」「安全であり」かつ「安心である」環境の整備の構築を図り、「快適な空間の創造」に努めてまいりました。

【指定管理期間における実績】

会館内環境整備

生け花ボランティアによる作品展示（かながわ労働プラザロビー等）

フラワーアレンジボランティアによる作品展示（かながわ労働プラザロビー周辺）

会館外環境整備

ボランティアによる花壇への花整備

庁舎内ボランティアによる会館周辺環境整備

プラザフェスタ開催時ボランティア団体の連携・協力

オープニングセレモニーへの音楽演奏の提供（横浜市域活動音楽団体）

地元野菜の提供（横浜市域活動農家ボランティア団体）等

(2) ボランティア団体との連携・協働についての基本方針

ア かながわ労働プラザは、会館の主役は利用者である県民（地域の皆様方）であり、会館管理者は県民・地域を支えるサポーターであることを念頭に置き、地域の方々がやりがいを感じながら活動できる場の形成、協働による利用者サービスの向上を目指し、指定管理期間内において、会館ボランティア活動支援と育成等を実施、魅力ある施設づくり積極的に取り組んでまいります。

イ ボランティアとの連携を円滑にまた、適切に進めていくために、多方面より意見や提案を集め、形にして実践に結びつける コーディネート力、企画編集力、ネットワーク力等職員の総合サポート能力を高めるための研修等を実施してまいります。

ウ ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア実施中の安全確保や必要なボランティア保険へ加入等、安全管理を徹底してまいります。

(3) ボランティア活動支援についての実施内容

ア かながわ労働プラザボランティア活動組織の設立

かながわ労働プラザでの会館運営にあたり、多種にわたりボランティア活動に参加、共に協働を目指すボランティア組織を設立してまいります。

会館運営にあたり分類別にての項目により募集

会館運営項目

施設案内、会館受付、図書受付、音楽演奏、音楽指導、トレーニング指導等

施設環境美化項目

室内・室外清掃、生け花・フラワーアレンジ、美術・工芸品等

尚、募集にあたっては、地域でボランティア活動を推進する、横浜市ボランティアセンター（社会福祉横浜市社会福祉協議会）と連携し、かながわ労働プラザボランティアの人材確保を図るとともに、連携・協働した事業展開を実施してまいります。

イ ボランティア団体との共催によるバザー・チャリティ活動の実施

近隣で活動するボランティア団体と共催、かながわ労働プラザの会場を提供しフリーマーケットバザーを開催、収益は近隣社会福祉協議会等の団体へ寄付を行い福祉活動に貢献してまいります。

ウ 近隣で活動するボランティア団体との自主事業の開催

かながわ労働プラザ会議室を利用した自主事業を開催し協働イベントの実施をしてまいります。

ボランティア要請研修会、ガイドボランティア育成講座、手話講座等

エ 「かながわ労働プラザボランティアの会（仮）」との懇談会実施

かながわ労働プラザのボランティアに参加する団体との意見交換・情報交換を行う報交換を行うボランティア懇談会を実施し、相互のボランティア団体との交流促進の交流促進や、地域全体のコミュニティ活性化に努めてまいります。

(4) 地域との連携・協働についての基本方針

ア かながわ労働プラザの会館運営を通じた近隣地域との連携、生きがいやコミュニティ形成の場や機会を提供することで、かながわ労働プラザと地域、人と人の繋がりをつくりだし、地域の活性化やコミュニティの形成に貢献するものとしします。

イ かながわ労働プラザで活動する地域団体・サークルの自主的な活動や広報支援を行い、幅広い活動のサポートを行うとともに、かながわ労働プラザで実施する地域参加型事業を協働で行い、新たなコミュニティ創造の可能性を高めてまいります。

ウ 指定管理期間においては、これまでの取り組みをもとに「地域と共に育む施設」

の.実現に向けた地域との連携を図るとともに、利用促進や災害時の対応に向けた関係機関との連携を強化してまいります。

(5) 地域との連携・協働についての実施内容

ア かながわ労働プラザ周辺地区に散在する自治町内会の活動に参加、地域コミュニティーの一員として主体的に地域と関わりまた、地域でのコーディネート役など連携をすすめてまいります。

寿地区自治会活動への参加

ことぶき夢会議への参加（地域情報の共有化による関係機関・団体等との連携・協働）

[構成メンバー]

横浜市、中区保護課・高齢担当、中区社会福祉協議会、寿町勤労者福祉協会、自立支援施設はまかぜ、不老町ケアプラザ、NPO団体等

「社会資源ツアー」、「ことぶき花いっぱい運動」、「防災パレード」、「福祉祭り」等の行事に積極的に参加していきます。

石川打越地区連合町内会等への行事参加

中区連合町内会加入地区連合会、石川打越地区連合会等主催の 防災訓練、 広域の防犯活動、 レクリエーション活動、 各種会合等への参加を図り、地域との接点を拡大します。

イ 地域住民参加による事業展開によって、こどもからお年寄りまで異世代間の交流を促し、地域とつながる拠点としての機能を発揮してまいります。

地域参加型事業

『プラザフェスタの開催』

*年1回開催

【実施内容】

企画立案及び地域住民による事業参加を図り、地域とのつながりを強固なものとする地域交流事業の開催を目指します。

地域活動団体とのイベントの実施及び地域情報ブース等の設置等。

ウ 地域住民を対象とした公募作品の展示イベントや作品コンテスト等を開催し、地域で活動する方々の作品発表の場としてかながわ労働プラザを活用していただけるプログラムを実施してまいります。

エ かながわ労働プラザで定期的に発行している「プラザ通信」に地域行事の告知等の「地域のお知らせ」欄を設け、自治会等へ配布し地域における各種団体と地域住民との連携をサポートしてまいります。

オ 利用者サービスの向上を目指し、地域住民の方同士がより親密になれるよう、自主事業から同じ目的で活動されるサークル化への橋渡しをしてまいります。

カ 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組の実施をまいります。

(ア) 業務委託については優先的に県内企業へ発注することで効率化を図るとともに、地域経済の活性化や、迅速できめ細かなサービスの提供、環境負荷軽減に配慮してまいります。

(イ) かながわ労働プラザで取り扱う必要消耗品等については地元企業に発注してまいります。

キ 横浜市の実施する震災対策について、地域と一体となった災害に備える対策等の実施に積極的に協力してまいります。

また、備蓄等震災対策の推進を図り、災害時において帰宅困難者への支援等地域貢献、地域との共生に努めてまいります。

【中区災害対策連絡協議会】

災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として設置、中区防災計画（震災対策）の策定や修正を行うとともに、防災訓練の実施、防災意識の醸成及び町の防災組織の育成に関する業務を推進する。

(6) 関係機関（対象管内の他の類似施設等）との連携

ア 中区近隣に散在する公共施設と、情報の共有化及び連携を図り、地域ネットワークの構築を図るとともに拡大に努めてまいります。

神奈川産業振興センター 横浜市技能文化会館、 横浜市職能開発総合センター等

イ 他近隣施設への利用の斡旋、他近隣施設の案内等の情報を共有し相互の施設利用サービスの向上に努めていきます。

ウ 各施設所有ホームページの相互リンクにより情報の発信による「近隣貸会議室施設情報」など相互施設間における利便性を高めた利用者サービスの提供に努めてまいります。

エ 施設パンフレット、定期刊行物、自主事業案内等の相互配布を実施、地域での活動状況の提供による連携に努めてまいります。

2 管理経費の節減等について

(1) 適切な積算

1 基本的な考え方

会館等の施設運営は、一般的に管理費の占める割合が多くなりがちですが、最小限の人員で、質を高める運営を行うとともに、施設・設備の維持管理等についても効率的・効果的な執行に努め、簡素で効率的な運営を実現します。

2 効果的、効率的な運営のための具体的な方策

(1) 人員配置

労働福祉施設の管理運営は、当協会の基本的事業の一つであり、職員の多くが利用者のニーズに応える会館等の運営を熟知していますので、豊富な経験を有する職員を配置するなど、効果的・効率的な運営をしていきます。

(2) 効率的な施設整備

かながわ労働プラザ施設・設備における修繕及び更新等を年度ごとに計画した「かながわ労働プラザ施設整備計画」に則り適正な執行を図ります。

(3) 効率的な経費の執行

ア 両面刷りの徹底による紙の節減やW e b印刷による印刷経費節減など、事務経費の節減を図ります。

イ 施設の修繕や物品の購入にあたっては、当協会の財務会計規程に基づき、見積り合せによる随意契約又は指名競争入札により適正に執行し、経費節減を図ります。

(4) 光熱水費の節減 ～ L E D化の推進～

ア 電気・ガスの使用料削減率を定め、水道使用料と併せて削減に取り組みます。

イ 昼休みの消灯、不要な照明の消灯を徹底し、利用者にも会議室等の利用終了後に消灯するよう協力を引き続き求めていきます。

ウ 利用者等が利用する3台のエレベーターについては、時間帯別の利用頻度によりその一部を稼働停止にします。

エ 機械式駐車場については、時間帯別の利用頻度によりその一部を稼働停止にします。

オ 冷房時28℃、暖房時19℃の温度設定により経費節減を図ります。

カ 電気供給事業者との契約を視野に入れ、電気料の削減に取り組みます。

キ 多目的ホール照明のL E Dによる電気量・ガス使用量の削減

(5) プラザ施設維持管理推進会議の設置

当協会職員、プラザ職員、委託業者、かながわ労働センターにより構成された「プラザ施設維持管理推進会議」を設置し、効果的・効率的な施設維持管理業務を行うための方策を検討、業務の効率化を図るとともにエネルギーや廃棄物の削減を始めとする環境配慮の実施に取り組みます。

(6) プラザマネジメント会議の設置 ~進化発展するプラザを目指して~

適切な業務運営の推進を図るため、協会事務局長をリーダーとして、事務局職員とかながわ労働プラザ館長、建物管理委託業者で構成し、業務運営の進行管理、利用者からの要望・ご意見への対応検討、また安定的な運営や利用者サービスの向上を目的に利用者からみた施設の充実感、自主事業の充実度や職員の対応について、セルフモニタリングを行い、発展するかながわ労働プラザの実現を目指す組織として設置します。

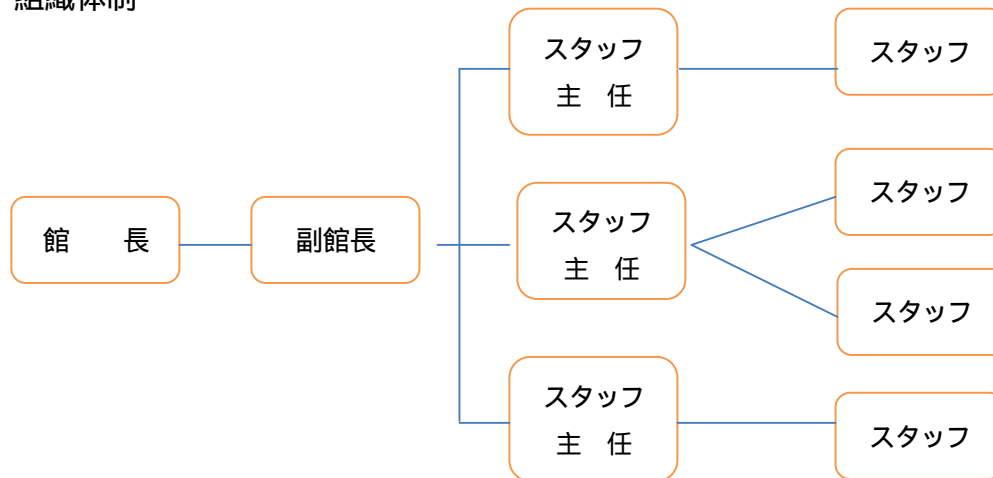
また、メンバー全員がプラザの営業マンとしての意識を持ち、誘客の機会を逃すことなくプラザの利用向上のために尽力します。

3 団体の業務遂行能力について

(1) 人的な能力、執行体制

ア 執行体制

1 組織体制



(1) 職員配置数及び職務内容

職名	人数	主な担当職務
館長	1	施設管理運営総括・対外調整・職員の指導育成・職員採用・館内団体調整・運営委員会・図書資料選定等委員会・出納員
副館長	1	館長補佐・施設管理運営・経理・契約・採用・県民協働・運営委員会・自主講座企画立案実施・自主事業の企画立案・不当要求防止
スタッフ主任	3	経理・利用受付・自主事業の企画実施・労働関係情報の提供・図書の貸出し・レファレンスサービス・トレーニング指導関係・団体との連携・現金取扱員・物品取扱員・経理
スタッフ	2	情報コーナー司書 図書の貸出し・レファレンスサービス・労働関係情報の提供
	8	利用受付・図書の貸出し・レファレンスサービス 自主事業の実施・トレーニングルーム指導・サービスカウンター業務
	6	駐車場入出庫管理・料金徴収事務
計	21	

* 館長・副館長・スタッフ主任は週38時間45分勤務

スタッフは週20時間未満勤務（情報コーナー司書は週25時間）

(2) 資格、能力等

ア 館長

当協会の所属長級の常勤職員で、施設の管理運営能力等を有する者を配置します。

会館管理運営の経験を有し、高い職員指導能力を有すること

労働関係の知識、経験をしっかり備えていること

会館の利用促進を押し進められること

利用者の意見・要望を的確に把握できること

防火管理者の資格を有していること
普通救命講習会受講修了者であること

イ 副館長

副館長には、次の能力等を有する者を配置します。

会館管理運営の経験を有していること
財産、物品の管理担当者としての経験を有すること
館長を補佐し、会館の利用促進をより積極的に推進できること
会館の管理運営全般を統括補助できること
職員の接客・接遇等に適切な指示、監督が出来ること
利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映できること
救急法講習会受講修了者であること
不当要求防止責任者講習受講修了者

ウ スタッフ主任

館長を補佐し、施設の維持管理や対外連絡調整能力があり、率先してスタッフを指揮・指導できる人材を配置します。

金銭、物品の管理が適切にできること
対外連絡調整能力を有すること
会館の安全、安心のための管理業務が的確に遂行できること
利用しやすい会館環境の整備が出来ること
機械・設備等の不具合の際の迅速な対応ができること
スタッフの接客・接遇等に適切な指示、監督ができること
司書、トレーニング指導の資格・経験を有すること
救急法講習会受講修了者であること

エ スタッフ

朗らかに、かつ適切に利用者と接することができる人材を配置します
利用受付全般ができること
会館内及び近隣の諸案内（インフォメーションサービス）ができること
司書資格を有し、的確なレファレンスサービス等ができること
トレーニング指導の経験を有すること。
救急法講習会受講修了者であること

(3) 経験豊かな職員の配置

これまでの実績に基づき、かながわ労働プラザに経験豊富な職員を配置しています。

ア 当協会の職員の多くが利用者のニーズに応える会館等の運営を熟知しています。

イ これまで、かながわ労働プラザにおいて、少人数で効率的、効果的な運営を行なってきました。

ウ 労働者の福祉の向上だけでなく、地域に根ざしたふれあいの場として、十分な実績を上げてきています。

エ 職員は、当協会の基本理念に基づき、労働福祉の推進に寄与する意識を持って日々、業務に携わっています。

オ 会館運営に関する研修や労働の専門性を高める研修等へ参加するなど、積極的に知識・技術の修得に努めています。

2 人員配置計画

別添人員配置計画のとおり

イ 人材育成等

1 職員の採用について

多様な人材が組織の活性化を促していくものと考えます。社会の変化に柔軟に対応する上からも、女性、高齢者や障害者等それぞれに価値観の違う人材の確保により、多方面からの様々な利用者ニーズに的確に 대응していけると考えています。

また、働きやすい環境を作っていくことで職員の笑顔の絶えない明るい職場となり、県民・利用者あってのかながわ労働プラザであることを忘れず、人と人とのふれあいを大切にし、いつでも気軽に利用できる会館となると考えます。

(1) 女性、高齢者、障害者の積極的な雇用

会館業務に当たる職員については、性別や年齢による能力差はないと考えますが、女性は生活者としての視点を持ちやすく、女性ならではの気配りや感性を有効に活かすことができ、高齢者は、その豊富な知識・経験により、それぞれ会館の運営に大きな力となります。障害のある人も会館の運営に力を発揮できます。

職員を新たに採用するに当たっては、女性、高齢者、障害者の積極的な雇用に取り組みます。なお、当協会では、全職員中、女性は63.3%、60歳以上の高齢者は28.1%を占め、障害者雇用率は法定雇用率2.0%を超える2.1%です。

(2) 現勤務者の継続雇用

館長は、かながわ労働プラザ指定管理業務の経験豊富な常勤職員を配置し、館長・副館長以外の職員については、原則として、現在かながわ労働プラザに勤務している職員の意向を踏まえ、スタッフ主任又はスタッフとして継続的に雇用してまいります。

(3) 公的機関を通じた雇用

新たに職員を雇用するに当たっては、地域の事情に明るく、利用者と朗らかに、かつ、適切に接することのできる地元の人材を中心に、ハローワーク横浜を通じて採用します。

(4) 働きやすい労働環境の整備

特に短時間労働者において働きやすい労働環境（職場環境）づくりは、利用者サービスの向上に不可欠なものと考えます。

副館長を短時間雇用管理者とし、職場環境について相談や要望があった場合、その内容や状況に応じ、適切に対応し笑顔のある職場づくりをいたします。

また、職員が仕事と家庭の両立ができるよう、当協会の職員就業規程や育児及び介護に関する規程で定めている育児・介護休業や子の看護休暇、育児参加休暇の取得を促進することにより、次世代育成を支援し、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進していきます。

なお、当協会は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく推進事業者としての認証（かながわ子育て応援団）を取得しております。

また、組織行動指針の一つとして、「仕事と生活の調和の推進」を掲げ、職業家庭両立推進者を選任するなど、職員が働きやすい職場環境を構築し、組織の安定と職員の生活の確保に努めております。

2 人材育成の考え方

かながわ労働プラザにおける人材育成とは、利用者のニーズの変化に対応すべく、自ら考え、自ら新しいやり方や創意工夫を生み出す力を持った人材を育成することと考え、そのための、環境や機会を提供しますが、「主役はあくまでも職員本人」であると考えます。職員が自立・自走するために、まずは館長・副館長が「お手本」「見本」となり、仕事の手順や具体的なやり方を、指示し必要な知識を教え、業務運営に必要な基本スキルの習得を図るとともに、仕事に対する熱意や情熱を日常の中で示していきます。

また、日常での指導育成のほか、研修機会の提供により、知識やスキルの習得がある程度進み、自分の考えを持ち始めたとき、更なる成長が期待されることから、この時期には、すべてを教えるのではなく、解決へ導くヒントを与え、自立を促し支援します。

利用者が満足するサービスの提供は、内容も多様化し、レベルも高くなっていくことから、同じやり方を踏襲するのではなくそのニーズに合わせて進化し、提供できる人材を育成します。

3 研修体制の考え方

かながわ労働プラザにおける研修体制の基本は、職場研修（OJT）であると考えます。

日常の業務を通じて人材を育成し、その補助機能として外部への研修・講習（OFFJT）への参加機会を提供します。

また職場研修においては、常に「PDCA」を意識し、「考えながら仕事をする」ことを習慣化させていきます。

（1）職場研修（OJT）

進化する「かながわ労働プラザ」実現のポイントは、労働関係の知識も豊富で、会館の運営や施設・設備を熟知し、利用者との信頼関係を築いていけるリーダー（館長）を配置することだと考えています。

このリーダーを中心に、日常業務を通じて、かながわ労働プラザの運営に必要な知識等を習得させていきます。

当協会は、労働福祉の専門的な法人として、会館運営に経験豊かなリーダーを配置することができます。

また、業務内容等の理解、実務習得を図るため、職場での会議、全員ミーティングを開催し、常に「PDCA」を意識させ、職員一人ひとりが、考えながら仕事をすることを習慣化させます。

さらに日頃から施設の運営方針、目標等を明確にし、職員一人ひとりが判断できる体制づくりをしてまいります。

(2) 職員の研修への参加と知識等の共有(OFF J T)

会館の運営に必要な「知識・技術・応接」をテーマに、職員の研修参加に積極的に取り組むとともに、研修内容についてまとめた報告書を提出するのはもとより、研修の成果を全体ミーティング等で、受講した職員が講師となり、他の職員に知識のフィードバックを行い、職員全員で知識の共有化を図り、業務に反映させていく仕組みを作ります。

(3) 研修機会の確保

「かながわ労働プラザ」に勤務する職員の更なる資質向上を図るため、当協会が実施又は参加している各種研修会に積極的に参加させます。

ア 会館の運営能力の向上に関する講習会等への参加

公立文化施設協議会事業への参加

職業能力開発にかかる研修会

(キャリア形成支援や職業能力開発推進者研修等)

普通救命講習やA E D取扱講習の受講

利用者等による迷惑行為の対応に関する研修

(不当要求防止セミナー)

イ 接客・接遇に関する研修等への参加

神奈川県公益法人等連絡協議会「経営人材部会」の研修

外部講師による接客マナー講習

ウ 労働の専門性を高める研修会等への参加

県主催の労働大学講座や短期労働講座の受講

国、県等の労働関係団体の講習会等

(高年齢者・障害者雇用セミナー、雇用管理研修会等)

エ 多様な働き方にかかる研修会等への参加

仕事と家庭との両立支援セミナー

職場のメンタルヘルス対応セミナー

職場のマネジメント研修

オ かながわ労働プラザ新規採用者研修

当協会運営「かながわ労働プラザ」における事前研修の実施

(会館受付業務、個人情報保護、接客マナー等)

(4) 職員提案制度の活用

当協会では、事業運営上の課題や職員それぞれが分担している業務上の問題等について、職員の創意工夫や事務の合理化等を図り、あわせてやる気(意識改革)と企画力の向上、さらに職場の活性化などに資することを目的として、職員による提案制度を設けています。

この制度を活かして、職員一人ひとりが智慧と工夫を引き出し、「かながわ労働プラザ」の運営への参加意欲を高めることにより、利用者への一層のサービス向上と効果的・効率的な運営を行います。

ウ 委託業務のチェック体制

1 基本的な考え方

利用者やプラザで働く職員に安全・安心の確保と快適な施設環境を提供するために、施設維持管理における委託業務を業者任せにせず、進行管理を適切に行います。

また、委託業者の職員（特に常駐する警備・設備・清掃職員）もプラザ職員の一員として、利用者が気持ちよくご利用いただくために、利用者への接遇（挨拶の励行等）にも配慮するよう指導してまいります。

2 施設・設備管理業務主任者による委託業務等の進行管理の実施

施設・設備管理業務主任者をプラザ職員から選任し、かながわ労働プラザ施設・設備等維持管理年間計画書に基づき、委託業務の進行管理を行います。

3 プラザ施設維持管理推進会議による委託業務モニタリング

当協会職員、プラザ職員、委託業者、かながわ労働センターにより構成された「プラザ施設維持管理推進会議」において委託業務の実施スケジュールを共有するとともに業務の履行確認等についてモニタリングを実施し、着実な業務の進行管理を図ります。

4 委託業務に関する関係法令の周知

委託する業務の内容や関係法令について業務マニュアルに登載するとともに、委託業者に対して業務に係る法令の周知を図ります。

例：警備業務 個人情報保護法

(2) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

ア 諸規程の整備

1 諸規程の整備

当協会職員としての規程は、当協会組織行動指針や法令遵守等を定めた倫理規程に則り、財務会計規程、職員就業規程、職員給与規程、職員の育児休業及び介護休業等に関する規程等により法令遵守の徹底に取り組んでおります。

かながわ労働プラザの運営にあたっては、神奈川県立かながわ労働プラザ条例、同施行規則、情報公開規程、個人情報保護規程、文書等管理規程、個人情報保護要綱、情報公開要綱、文書管理要綱、建物の維持管理に関わる法令を遵守した運営を行なっています。

2 法令遵守の徹底

(1) 業務マニュアルの周知

神奈川県立かながわ労働プラザ条例、同施行規則の運用基準をまとめた業務マニュアルを職員全員に周知させ、規定を遵守した適切な運営を行います。

(2) 定期的な勉強会の開催及び研修への参加

施設運営に係る関係法令等についての勉強会を継続的に実施し、また法令遵守等の研修を受講し、研修成果を共有することにより職員全員の知識向上を図ります。

(3) 最新情報の把握

常に法令の動向に注意し、法令の改正があった場合は内容を職員全員に周知し、その把握に努めます。

(4) 委託業務に関する関係法令等の周知

委託する業務の内容や関係法令について業務マニュアルに記載するとともに、委託業者に対して業務に関する法令の周知を図り、委託職員、プラザ職員と研修会を開催し知識の共有化を図り法令遵守を徹底します。

3 利用者への周知

(1) 「ご利用の手引き」の周知(再掲)

プラザを利用する際に、遵守していただく規定等を記載した「ご利用の手引き」をホームページ上や館内に掲示し周知します。

(2) 利用不承認の事例の提示

利用できない催し物等の事例を、利用者にわかりやすくホームページや館内に掲示し周知します。

4 不祥事の有無

(1) 不祥事等 なし

(2) 事故等があった場合の対応及び再発防止策

ア 神奈川県、当協会その他関係機関に直ちに報告します。

イ 速やかに事実調査と原因の究明を行います。

ウ 影響の及ぶ範囲を特定し、影響を被る本人に速やかに連絡します。

エ 再発防止対策

労働プラザ危機管理マニュアルに従い、事務局（事務局長、課長、担当）と館長、当事者で構成する、再発防止対策委員会を立ち上げ、事故の調査、検証・検討し再発防止策を作成し、理事長が確認後、事実関係及び再発防止対策を速やかに公表し、二次的被害の発生等を防止します。

イ 個人情報保護の考え方

1 個人情報保護の考え方

IT化の進展に伴い、コンピュータ等を通じて大量の個人情報が処理されていますがその取扱いによっては、個人に甚大な被害が及ぶことがあります。

当協会では、個人情報の有益性に十分配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、神奈川県個人情報保護条例の規定に基づいた個人情報保護規程及びかながわ労働プラザ個人情報保護要綱を整備し、内外に個人情報の保護についての姿勢を明確にするとともに、職員への周知徹底を図り、個人情報の保護・管理に積極的に取り組んでいます。

労働プラザの管理運営に当たっては、多くの利用者の方の個人情報を扱いますので、指定管理者の責務はもとより協会の社会的責任を果たす上からも、利用者の権利を侵害することのないよう、積極的に個人情報の保護を図ります。

2 個人情報保護の具体的な取組み

当協会が、現在実施している個人情報保護の取組みを、引続き次のように実施します。

(1) 法令・規程等の適切な運用

ア 個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例、同施行規則及び当協会個人情報保護規程に則り、指定管理者の責務として個人情報の保護に積極的に努めます。

イ 個人情報を適正に取り扱う責任者として、館長を当協会個人情報保護規程が定める個人情報管理者に任命します。

ウ 個人情報の開示及び苦情への迅速な対応のための利用者窓口を設置します。

(2) 情報セキュリティ対策

ア パソコンの盗難防止のため、使用している全てのパソコンにセキュリティワイヤーを取り付けます。

イ 全てのパソコンにパスワードを設定するとともに、外部持ち出しを禁止します。

ウ 自主事業参加者名簿等の個人情報はパソコンには残さず、USBメモリー等の電磁的記録媒体に記録し、鍵のかかる金庫で保管、館長又は許可を受けた職員以外の者が取り扱うことができないようにします。

エ 常に最新のウイルスセキュリティを使い、不正ソフトウェアは絶対に使用しません。

オ 利用が終了した個人情報は確実かつ速やかに廃棄します。

紙情報、CD等記録媒体	シュレッダーで裁断又は焼却処理等
電子情報等	消去又は初期化等

カ 職員は利用者名簿等の個人情報は、離席、退社時等は必ず鍵のかかる机または金庫等に保管して行くことを徹底します。

キ 指定管理を受託後はプライバシーマークの取得に努めます。

(3) 提供の制限

ア 施設を利用するには、あらかじめ公共施設利用予約システムに利用申込者の個人情報（氏名・住所・電話番号等）を登録する必要がありますが、これらの情報を第三者に提供しません。

イ 会議室、多目的ホール及びその他の施設を利用する個人・団体・企業等の情報を第三者に提供しません。

ウ かながわ労働プラザが実施する自主事業へ参加する方の個人情報（氏名・住所・電話番号等）を、第三者に提供しません。

(4) 利用の制限

かながわ労働プラザが取得した個人情報は、本人の同意を得た場合を除き、かながわ労働プラザの自主事業や、当協会の他の事業の案内やPRに利用しません。

(5) 事故等発生時の対応

万一、個人情報に係る事故等が起こった場合は、次により適切に対応します。

ア 県所管課等の関係機関への連絡

イ 事実関係の確認・把握

ウ 影響範囲の特定

エ 本人への通知

オ 原因の調査

カ 再発防止対策委員会での実施・検討等

3 職員への個人情報保護の周知、教育

個人情報保護に関する対応の周知徹底や、個人情報保護の観点からのセキュリティに対する危機意識の徹底など、職員ならびに委託業務従事者に対し、教育（研修等）を引続き実施します。

ウ 障害者雇用への配慮

1 障害者の雇用について

当協会の障害者の雇用状況は平成27年6月1日現在で、常用の職員数140人のうち障害者は1人で、障害者雇用率は2.1%で障害者雇用率は達しています。

当協会は今後も障害者雇用率を達成してまいります。が、「かながわ労働プラザ」のような「公の施設」においては、より積極的に障害者の雇用に努めるべきと考えます。

当協会としましては、障害者就労相談センターなどの専門機関と連携して、障害があいながらも「かながわ労働プラザ」で勤務することを希望する方に対して、専門機関を交えて面談を行い、双方とも勤務が可能と判断した場合は、障害の程度を問わず、障害者の雇用に努めてまいります。

県が推進する県内で障害者雇用に積極的に取り組む企業の「かながわ障害者雇用優良企業」から積極的に事務用品等の購入を進めるために、障害者雇用優良企業等からの物品等調達の登録を行います。購入のための入札や見積依頼等において優先して行い、障害者雇

用企業の支援を法人全体で進めてまいります。

* プラザフェスタやてくのまつり等の行事では、障害者団体に参加協力していただき、団体のPRや作品等の展示や販売を行っています。今後は月1回の障害者や障害者ボランティア団体等を誘致して、作業所の製作品の展示や即売会、活動報告等の支援を行っていきます。

エ 環境への配慮、その他社会貢献

1 環境への配慮に対する基本的考え方

環境の保全と創造は、県民の全てが健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、将来の世代に継承していくことが大切と考え、その実現には、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる持続可能な社会を構築していく必要があると考えます。

労働プラザの管理運営に当たっては、こうした考え方に基づき、県の事務事業温室効果ガス排出抑制計画及び県環境マネジメントシステムISO14001に沿って、環境に配慮した取組みを行ってまいります。取組みに当たっては、「もったいない」を職員全員の合言葉として、日常の管理運営にその意識を反映させ、無駄をなくすことを常に心がけていきます。

2 環境への配慮に対する具体の取組みについて

(1) 温室効果ガスの削減への取組み

ア 温室効果ガスについては、神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画に則り、取り組んでいきます。平成20年度比で平成32年度には13%の削減目標となりますが、かながわ労働プラザは電気、ガス、水道はすでに目標値に達していますが、照明器具のLED化や水道の節水弁の設置等により、また、会場等のLED化した照明温度の低下により空調機のカス消費量を抑える等や設備、機器更新や工夫で更なる節減の余地あると考え、プラザ独自の目標値を設置し、一層の温室効果ガス排出抑制につとめます。(別紙7参照)

イ 労働プラザの維持管理に当たって必要な物品やサービスの購入・利用に当たっては温室効果ガスの排出量がより少ないものや、排出量がより少ない方法で提供されるものを購入・利用します。

(2) エネルギーの削減への取組み

ア 電気、ガスについては、削減目標率を設定し、その削減に取り組めます。

イ 冷暖房の温度設定を、冷房時28、暖房時19を目安とし、利用者や入居団体のご理解・ご協力を得ながらその徹底を図ります。

ウ 設備等の不具合により無駄な電力が消費されていないか、常に使用量(料)をチェックします。

エ 利用の終了時には、速やかに消灯するよう心掛け、電力消費量削減に取り組めます。

オ ホールや会議室等の電球を随時LED電球へ交換してまいります。特にホールなどは、発熱量の高いハロゲンランプを現在使用していますので、LEDに変更することにより、会場の冷房効率を上げ空調機のガス使用量と電気使用量の削減に努めます。

カ プラザ職員と当協会職員のエレベーター使用は3階以上の移動以外は使用を禁止して節電に努めます。

3 グリーン購入の拡大への取組み

(1) グリーン購入目標率を100%に設定し、グリーン購入ネットワーク(GPN)を活用するなど、環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進していきます。環境に配慮したグリーン商品を購入し、環境物品等購入の促進に努めます。

(2) グリーン購入や温室効果ガスの削減については、設置する「プラザ施設維持管理推進会議」でも徹底して伝えて、取り組んでいきます。

4 コピー紙の使用量の削減への取組み

(1) コピーの両面印刷やコピー済みの裏面の利用を徹底し、コピー紙使用量の削減を図っていきます。

(2) 印刷物の作成に当たっては、再生紙目標利用率を100%に設定し、再生紙を必ず使用します。

(3) データについては、サーバーによる共有化を進めています。事務所内のデータはサーバー化によって、プリントすることなく各自のパソコンよりデータ確認もできるようにし、これによりコピー用紙や印刷機、コピー機の使用を抑制します。

5 廃棄物の削減への取組み

(1) 利用者が持ち込んだゴミの持ち帰りの推進を行っていきます。

(2) 労働プラザ内団体の統一的な廃棄物の分別の徹底により、その発生量の削減を図ります。

6 緑化協力金制度への取組み

駐車場利用者の皆様から地球温暖化防止や緑の保全へのご理解とご協力をいただき、引き続き1台当たり20円の緑化協力金を「かながわトラストみどり基金」にご寄附いただいております。

7 環境に配慮したイベント等の取組み

(1) プラザフェスタの実施に当たっては、チャリティーバザーやフリーマーケットを実施し、資源のリサイクル等に取り組めます。

(2) 県や市、環境に関わる団体を行事等に誘致して、地球温暖化防止や環境配慮を啓発するイベントを行い、県民に理解していただけるよう行ってまいります。

(3) 自主事業で環境の保全及び創造等に関する講座等を開催し県民に理解を求めています。

(4) プラザ内の情報コーナーで新聞等に環境に関する記事をクリッピング掲示し利用者に広報していきます。

8 環境配慮に関する職員研修の実施

地球温暖化防止への理解を深め、問題意識を持って環境への配慮が推進できるよう、県や市、NPO、関係機関の研修等に積極的に参加します。また、職員により環境配慮の意識を高める勉強会も実施します。

9 委託業務に関する環境への配慮の取組み

清掃、設備運転・保守管理等に係る委託業務について委託契約を締結する際には、県が定めている「サービスを購入する際のグリーン調達基準について」及びプラザ指定管理者業務基準に記載されている環境配慮事項を仕様書に記載し、委託業者に対して環境配慮を求めています。

10 環境配慮の実施への取組み

「プラザ施設維持管理推進会議」の中でエネルギーや廃棄物の削減等を図るため、労働プラザ全館が一体となって取り組めます。労働プラザに入居する県機関、団体や委託業者を構成員として、エネルギーや廃棄物の削減、グリーン購入等を始めとする検討会を行い、環境配慮の実施に向けて取り組めます。なお、当協会の運営する保育園が継続して行っている、環境保育の取組みが川崎市環境局の大賞を受賞し、全国大会では環境省の「低炭素杯2015」にて最優秀次世代賞を受賞しました。今後も環境への取組みを更に進めてまいります。

11 社会貢献活動、CSRの考え方や実績

公益財団法人神奈川県労働福祉協会は、運営方針にうたう「労働福祉の向上と職業生活の確保を通じて、たえず県民の満足を追求し、安定した豊かな地域社会の実現を目指す」ことをCSRの基本と考えており、運営理念・行動指針を実践し、公益性を発揮した事業活動と社会貢献活動を通じて、安定した豊かな地域社会の実現に貢献してまいります。

(1) 社会貢献活動への取組み

ア 教育機関と連携した職場体験等の受入れ

(ア) 横浜市高等学校教育振興プログラム重点施策キャリア教育の推進「適切な勤労観・職業観をはじめとする価値観の育成の取組」に連携・協力し「職場体験実習」の受入れを近隣横浜市立高校に協力してまいります。

* 職場体験実習

(器具のセッティング、事務補助、受付対応、館外清掃等多種多様な業務)

* 横浜総合高等学校との連携

(イ) 近隣地域中学校と連携し、授業の一環である「職場体験実習」に積極的に協力してまいります。

(ウ) 近隣地域小学校から、かながわ労働プラザ施設見学を受け入れて、社会学習に協力してまいります。

イ 自立・就労支援施設との連携した就労体験

働くことや自立に不安を抱えているまた、長い引きこもり生活からの脱却を目指す若者等を支援する団体と連携・協働し、働く事への不安や悩みを実際の体験を通じて解決に導くための、就労体験講習を積極的に受け入れ若者の支援を行ってまいります。

* 就労体験講習

(器具のセッティング、事務補助、受付対応、館外清掃等多種多様な業務)

* よこはま若者サポートステーション等

(特定非営利活動法人ユースポート横濱)

ウ 授産施設からの物品購入等について

プラザフェスタ等の大型イベントの開催時等、会館に人が集まる機会に、近隣や神奈川県内の授産施設に呼びかけ、商品販売やお菓子、パン等の軽食を販売します。また、日常定期的な軽食等の販売も行っています。

エ 労働プラザや他の運営施設での行事等において、チャリティーバザーや古本市、リーマーケット等での売上金を日本赤十字や社会福祉協議会等へ寄付してまいります。

オ 地域や県内の障害者団体等をイベントに誘致して、障害者等の活動の場を広げて、地域との共生を図っていきます。

カ 大規模災害時等の近隣の住民や帰宅困難者の一時避難所として受入れ、地域の安心安全な拠点作りに取り組みます。

キ 労働プラザや他の運営施設でも近隣地域清掃作業や防災等の行事への協力をしてまいります。

ク 職員と庁内団体等による、周辺における定期清掃作業の実施してまいります。

ケ ベルマーク運動に参加し、プリンターカートリッジやトナーの回収を行うことにより、ベルマーク教育助成財団を通じて、学校に必要な調達品の購入や災害時の「災害被災校」、「特別支援学校」そして、発展途上国の子どもたちへの援助等を図ることができる取組みを行ってまいります。

(2) C S R への対応

利用者に対するサービスの提供など、かながわ労働プラザを運営する活動は、取り巻く環境や地域など、社会に対する影響を及ぼします。当協会としては、自らの活動が、こうした社会的な側面に影響を及ぼしていることを常に自覚する必要があります。

そして、この自覚をしっかりと持ったうえで、企業（法人）の社会的責任（C S R）を果たしていくことが大切です。その責任とは、当協会とつながりをもつあらゆるもの（利

用者、地域社会等) に対して責任ある行動をとること、そして説明責任を果たすことです。

当協会は、労働プラザで施設の管理やサービスの提供に従事する全ての職員が、こうしたCSRの考え方を理解し、日々の活動を行うよう、研修を通じて意識の定着を図ってまいります。

また、CSRは、当協会が職員に対しても果たさなければならないものです。これまでも当協会においては、人材育成の取り組みやワークライフバランス、男女機会均等、高齢者雇用、障害者雇用の推進、労働安全衛生の確立に努めてまいりました。

今後とも更なる取り組みを推進し、また、職員に対しても責任ある行動をとり、説明責任を果たして参ります。こうしたことが、かながわ労働プラザの職員が提供する、よりよいサービスにもつながっていくものと考えています。

かながわ労働プラザの運営にあたり独自の提案

「公益財団法人神奈川県労働福祉協会の機能を活かした運営」

当協会は、就労意欲のある方に対する様々な支援事業や、勤労家庭の子育て支援のための保育事業など、労働福祉の充実と雇用の安定に寄与することを目的とした事業を行ってまいります。

(ア) 「ことぶき就労サポートセンター」との連携・協働

寿労働センター無料職業紹介所では、平成26年4月より新たな取組みとして、日雇労働者の方々を始め、様々な事情から不安定な就労を余儀なくされる県民の皆様が、現状からの脱却・持続可能な就労等について、気軽に相談し、自らの職業適性等を知り、段階的に安定的な就労を目指していくための就労支援の総合推進拠点として『ことぶき就労サポートセンター』を寿労働センター内に開設し、神奈川県内で就労や社会的自立を支援する各市の生活保護セクションや社会福祉協議会などの関係機関や団体等と連携・協働して、常用就職、安定した自立生活の確立を目指す取り組みを鋭意展開しています。

平成28年4月より寿労働センター無料職業紹介所では、かながわ労働プラザ内への移転をより今後の事業を展開することが決定しており、第三期指定管理の事業遂行にあたり、寿労働センター無料職業紹介所との連携・協働により就労支援の展開を実施し、協会事業運営の特異性を発揮した独自の就労支援をかながわ労働プラザで行ってまいります。

【就労支援】

独自メニューによる就労支援の提供

就労支援内容

就業に係る面談・カウンセリング

- * 寿労働センター無料職業紹介所人材の活用

就業に係る適性評価

- * ことぶき就労サポートセンター設置職業適性評価システム（キャリア・インサイト）の活用

就職支援セミナーの開催（履歴書・職務経歴書・面接の仕方等）

- * ことぶき就労サポートセンター職員の活用

求人者情報・求人者とのマッチング

- * ハローワーク求人情報の提供及び求人者の紹介

寿労働センターでは、平成26年9月より、全国のハローワークが有する求人情報がオンライン化により提供が可能また、寿労働センター無料職業紹介所を通じた求人紹介が可能

(イ) 「保育園運営」を通じたノウハウの提供 連携・協働

地域勤労家庭の保育に欠ける乳幼児を預かり適切な保育を行うことにより、働く親たちの勤労意欲の向上を図り、福祉の増進や生活の安定に寄与することを目的として、横浜市中区にことぶき保育園を、川崎市川崎区で東門前保育園を運営、平成22度からは指定管理者として川崎市大師保育園（現大師保育園）を運営し長きにわたり子育て支援施策の実績を有しております。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、乳幼児の教育・保育の総合的な提供、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、今後の当協会保育園での特異性の発揮した事業展開が望まれるところとなっています。

当かながわ労働プラザでは、第3期の指定管理事業の遂行にあたり、地域で子育てをする保護者の皆様方への保育相談等を実施し保育サービスの拡充に努めてまいります。

【保育コンシェルジュ】

近隣地域で子育て中の保護者の皆様方に対して、当協会での専門的知識を有する保育士による保育相談・保育指導を実施し保育サービスの提供を図ってまいります。

育児講座

* 当協会保育園保育士の活用

育児と仕事の両立支援事業（保育相談会・健康相談等）

* 当協会保育園保育士の活用 等

(ウ) 「てくのかわさき」との連携・協働

川崎市生活文化会館（愛称：てくのかわさき）は、技能職者の交流・技能の向上・後継者の育成の他、市民の方々が多目的に利用し、技能職者と交流しながら技術・技能への理解を深め、技能を尊重する社会の形成と、その振興に寄与することを目的に開設、平成18年より指定管理者として当協会が管理運営を行っております。

指定管理第3期事業の遂行にあたり、かながわ労働プラザ内において、技能文化の伝承の紹介、かわさきマイスターなどが講師を務める各種講座の提供等を実施、かながわ県民が一流の匠とその技に身近に触れることが出来る施設として機能の拡充を図ってまいります。

【技能文化の伝承・匠の技の提供】

技能文化の伝承の紹介

技能伝承を伝える作品の展示会の開催

* ギャラリーにて定期的開催又は、エントランスホールでの展示

一流の匠とその技に身近に触れる講演会等の開催

かわさきマイスターによる講演会の実施

* かわさきマイスターとの連携・協働

【労働情報コーナーの運営の実績を踏まえた更なる運営の充実】

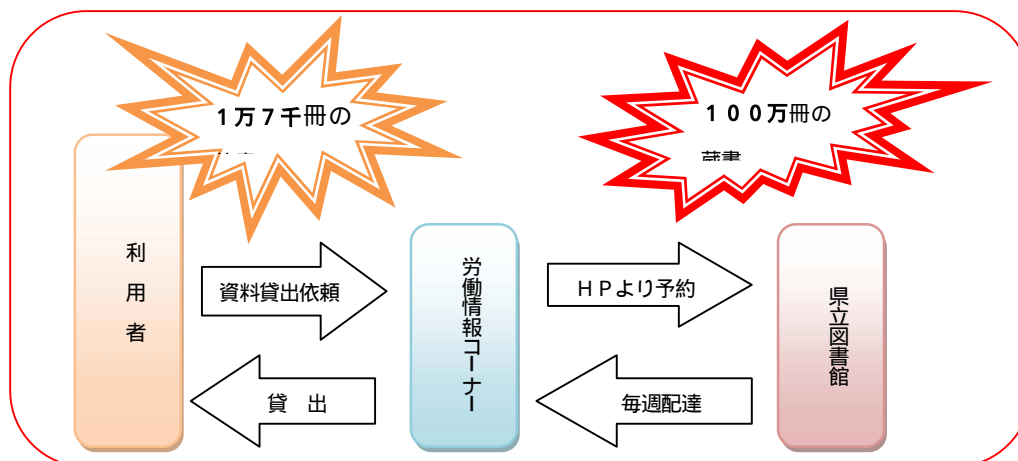
「県立図書館 2 館（県立図書館、県立川崎図書館）との連携」（再掲）

現在、当労働情報コーナー蔵書冊数は、1 万 7 千冊であり、県立 2 館の図書館（県立図書館・県立川崎図書館）との連携により、1 0 0 万冊を超える蔵書がかながわ労働プラザ情報コーナーからの貸出が可能となり、県民の皆様の利便性の向上とさらなる利用増を図ってまいります。

特に労働関係分野において、県立図書館では平成 2 7 年度から「山川菊栄文庫」をはじめ、女性運動の歴史や労働問題など 8 万冊におよぶ女性関連の豊富な図書や資料が充実した「女性関連資料室」を開設したところであり、また県立川崎図書館では、1 5 0 0 冊に及ぶ労働組合史なども所蔵しており、こうした特色のある蔵書を県立図書館と連携することにより、借りることができるようになり労働情報コーナー機能を格段に向上が期待できると推察しています。

尚、当協会においても神奈川県よりの委託を受け、「神奈川県労働運動史」第 8 巻（1 9 9 7 ~ 2 0 0 6 年）の編纂（県立図書館・県立川崎図書館等に寄贈）を手掛けるとともに、平成 2 3 年度よりは、神奈川県労働大学講座 6 1 期（平成 2 7 年度第 6 5 期）の開催等労働問題等専門性を発揮する事業にも積極的に取り組んでおります。

県立図書館 2 館（県立図書館、県立川崎図書館）との連携イメージ



毎年度好評の神奈川県労働大学講座講師の著作による図書を収集し、「労働大学コーナー」を設置し、来館者にわかりやすく配架します。

インターネット上から直接図書管理システムの蔵書検索にアクセスできる図書管理システムの更新により蔵書検索機能の向上を図ります。

労働情報コーナーにおけるインターネット環境の整備を図ります。

新着図書や労働関係統計などの情報を発信する「労働情報コーナーだより」を毎月 1 回発行します。

【その他】

ワークさぼーとi nプラザの開催

ハローワーク横浜・かながわ労働センターとの連携により、合同面接会・就業支援セミナー・労働相談等のかながわ労働プラザ全施設を会場に開催し、県民の皆様の多様なニーズに対応し労働福祉の向上に寄与します。

平成28年7月開催

平成28年度
神奈川県立かながわ労働プラザ

人 員 配 置 計 画

指定管理者 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

かながわ労働プラザ 勤務体制（基本シフト）

		8:00	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00		
ウ1階 ンター・ トレ ニ階 ンサー グル ーム スカ		A勤務 8:30~17:15 (7.75H)																	
									B勤務 13:30~22:15 (7.75H)										
		C勤務 8:30~17:15 (7.75H)											* 情報コーナー・駐車場兼務						
		a勤務 8:30~13:30 (5H)																	
									b勤務 13:15~17:15 (4H)										
													c勤務 17:00~22:00 (5H)						
情報 コー ナー	平日	d勤務 9:00~14:00(5.0H)							* 司書										
									e勤務 14:00~19:00(5H)					* 司書					
	土日 休	f勤務 9:00~																	
駐 車 場		a'勤務 8:00~13:00 (5H)																	
									b'勤務 12:45~17:15										
													c'勤務 17:00~22:00 (5H)						

* 勤務体制

館長 1名 }
副館長 1名 } 1勤務 7時間45分・週5日・週38時間45分勤務（休憩60分）
スタッフ主任 3名 }

A勤務	8:30~17:15	(7.75H)	(利用受付ほか)
B勤務	13:30~22:15	(7.75H)	
C勤務	8:30~17:15	(7.75H)	

スタッフ 16名 1勤務 4時間~5.0時間・週3日~4日・週20時間未満勤務

a勤務	8:30~13:30	(5H)	(利用受付・4階サービスカウ ンター・トレーニングルーム)	
b勤務	13:15~17:15	(4H)		
c勤務	17:00~22:00	(5H)		
d勤務	9:00~14:00	(5.0H)	平日 土日 休日	(情報コーナー)
e勤務	14:00~19:00	(5H)		
f勤務	9:00~13:00	(4.0H)		
g勤務	13:00~17:00	(4H)		
a'勤務	8:00~13:00	(5H)	(駐車場)	
b'勤務	12:45~17:15	(4.5H)		
c'勤務	17:00~22:00	(5H)		

勤務予定表

別紙6-2

平成28年4月

かながわ労働プラザ

日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	水	木	
利用受付・トレーニングルーム・情報コーナー	館長	A		A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A	A			A	A	A	A		A		
	副館長	A	A	A	A			A	A	A	A			A	A	A	A			A	A		A	A		A		A	C	A	C	
	スタッフ主任	B	B	B	B	B			B	B	B	B	B			B	B	B	B	B	B			B	B	B	B	B	B	B	B	
	スタッフ主任		C	A	C	A	B			C	A	C	A	B			C	A	C	A	B			C	C	A	A	C	B			
	スタッフ主任			C	A	C	A	B			C	A	C	A	B			C	A	C	C	B			A	C	C	C	A		C	
	スタッフ	a		c	g			a		f		g	a			a	a		a	a		a	a		c	f	c		a		a	
	スタッフ	b		a	a				c	a		a	b			f			a	a		a	a		a	f	f	a		a		
	スタッフ	c	a	f				a		a	b		a		a			a	c					f	g	g				g		a
	スタッフ			g	b	a			a		c		a	b			g	b		a	c		a							g		a
	スタッフ		g		a		a			f	c		a		a		c	c	a			b	a	g		b			c	f		
	スタッフ		f		a		a		a	g			a	a		g		c			b		a		a	a		f		a		
	スタッフ	a	a		c		a		g		a		c		a	a	f			b			b		b		a				c	
	スタッフ		c			c	c	c		c			c		c	c				b	c		c	c					c		c	
	司書	d			d	d	d	d	d			d	d	d	d	d				d	d	d	d	d				d		d		d
司書	e			e	e	e	e	e			e	e	e	e	e				e	e	e	e	e				e		e		e	
駐車場	スタッフ	a'	a'			b'	b'	b'			a'	a'	c'			b'	a'	a'		b'		b'		a'		a'	b'	b'				
	スタッフ	b'	b'	b'			a'	c'	c'			b'	a'	a'			b'	b'	b'		b'	b'	b'				c'	a'	c'			
	スタッフ		c'	c'	c'			a'	a'	a'			b'	b'	b'			c'	c'	c'	c'					a'		a'				
	スタッフ			a'	a'	a'			b'	b'	a'			c'	c'	b'			a'	a'	a'	a'								b'	b'	
	スタッフ			b'	b'	a'			c'	b'	b'			a'	a'	a'						b'	b'	b'				b'	a'	a'		
	スタッフ	c'				c'	c'	c'				c'	c'	c'			c'	c'	c'						c'			c'		c'	c'	
行事予定																																

施設点検・定期清掃日(17:00~22:00)

勤務体制

館長 1名
副館長 1名
スタッフ主任 3名 } 1勤務 7時間45分・週5日・週38時間45分勤務(休憩60分)

A勤務	8:30~17:15	(利用受付ほか)
B勤務	13:30~22:15	
C勤務	8:30~17:15	

スタッフ 16名 1勤務 4時間~5.0時間・週3日~4日・週20時間未満勤務

a勤務	8:30~13:30(5H)	(利用受付・4階サービスカウンター・トレーニングルーム)
b勤務	13:15~17:15(4H)	
c勤務	17:00~22:00(5H)	
d勤務	9:00~14:00(5.0H)	(情報コーナー)
e勤務	14:00~19:00(5H)	
f勤務	9:00~13:00(4.0H)	
g勤務	13:00~17:00(4H)	
a'勤務	8:00~13:00(5H)	(駐車場)
b'勤務	12:45~17:15(4.5H)	
c'勤務	17:00~22:00(5H)	

平成28年度
神奈川県立かながわ労働プラザ

収 支 予 算

指定管理者 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

平成28年度神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理に関する収支予算書

公益財団法人神奈川県労働福祉協会
(単位:千円)

収入		金額	積算内訳	備考
利用料金収入		94,161		
負担金収入		56,192	施設設備維持管理業務経費	
その他		5,044	受講料収入・雑収入	
収入合計		155,397		
支出		金額	内訳	備考
人件費	常勤職員	19,972	常勤職員 5名	
	非常勤職員・アルバイト等	15,815	パート(4H,5H) 計16名	
	小計	35,787		
管理費	消耗品費	1,500	ホール・会議室等管理施設消耗品代	
	光熱水費	32,935	電気[21,041]・水道[6,080]・ガス[5,814]	
	施設・設備維持管理費	47,796	清掃・設備・警備ほか	
	修繕費	4,253	小破修繕費、施設整備経費、設備緊急対応修繕費	
	広告宣伝費	100	リーフレット作成費等	
	業務委託費	5,182	駐車装置保守点検料 ホール設営委託料等	
	その他管理費	7,082	備品費、事務用消耗品費、職員旅費等、電話料	
	法人経費負担金	4,000		
	小計	102,848		
事業費	報償費	1,990	自主事業講師謝金	
	広告宣伝費	979	自主事業チラシ作成費等	
	その他事業費	1,585	プラザフェスタ開催経費、通信費等	
	情報コーナー事業費	3,150	図書・資料購入費 図書管理システムリース料等	
	小計	7,704		
租税公課	消費税	3,451		
	事業所税・償却資産税・法人税	2,907	事業所税(2,837),法人税(70)	
	小計	6,358		
県への納付額		2,700		
支出合計		155,397		

利用者アンケートの実施方法

実施方法

「みなさんの声」の活用

各階の利用者の目に触れやすいところに「みなさんの声」(意見要望箱)を設置しており、職員の対応や施設・設備の管理、利用方法について、利用者の皆様からのご意見・ご要望等に耳を傾け、よりよい施設運営に活かしていきます。

利用者満足度調査の実施

ア 詳細アンケートの実施

年2回(6月、12月を予定)詳細アンケートを実施します。

アンケート回答者に粗品を配布し、調査の実効性を確保します。

【詳細アンケート項目(例)】

利用料金・利用時間の設定、設備・器材の内容、予約・支払いシステム、職員の対応等

イ 簡易アンケートの実施

職員の対応など特定の項目について、利用者が気軽に回答できるよう簡易アンケートを実施します。アンケート用紙は各階に設置します。

【簡易アンケート項目(例)】

清掃状況・館内の雰囲気・職員の対応・ご意見ご要望等

自主事業終了時のアンケート調査の実施

講座の企画に反映させるため、各講座終了時にアンケート調査を引き続き実施します。

【自主事業アンケート調査項目】

講座内容・開催日・開催回数・受講料・受講人数・講師・担当職員の対応等

「みなさんの声ホームページ版」の設置

新たにホームページ上に利用者のご意見・ご要望をいただくコーナーを設けます。